

協同組織金融とアジア

BIS規制強化等グローバルスタンダードと、不良債権処理で競争力を喪失してきた我が国金融機関は、まさに再編統合をテコに生き残りをはかろうとしている。そして他業態からの参入も含めてその草刈り場がリテール業務分野であり、従来の企業金融の分野では収支確保は困難との危機意識に立ち、ITを駆使し、投信、株式等市場性商品をも含めたりテール強化に経営資源を集中するなど、熾烈な戦いが展開されている。

ところでこうした巨大な資金をバックにした動きの影に入って目立たないながらも、地域通貨、市民バンク等のインフォーマル(非公式)金融と言われる動きも着実な広がりを見せている。地域通貨は「地域住民自らが作り出し、ある限られた範囲で流通し、利子を生まない通貨」であり、「繰り返し地域内を循環し、市場では成り立ちにくい価値や地域資源に購買力を根づかせ地域を活性化させると同時に、地域通貨の使用を通じて地域内に新たな人間関係の和＝コミュニティ」を形成することをねらいとしている。また、市民バンクは、環境にやさしい事業、障害者・高齢者の自立を目指す事業等々社会性のある草の根事業に対する無担保・低利による融資を基本としたものである。こうした動きは海外で広がりをみせており、さらには内部蓄積が不足している発展途上国ではマイクロファイナンス(貧困層の所得向上を目指した小口金融)が大きな役割を發揮しつつある。

ある意味では金融が、これまでの実物経済と一体化し、生産・加工・流通・消費の過程の中で物が動くことにともなって発生してくる金融ニーズへの対応を基本としていた世界から、金本位制からの離脱、間接金融から直接金融へのシフトに沿った商品化・証券化の流れを加速させる一方で、「『サービス』を対等な立場で交換」し合い、「通貨を『交換の手段』という原理的位置にもどすことによって」、地域社会の活性化、コミュニティの回復、さらには貧困からの解放をはかっていこうとするもう一方の流れを形成しつつあり、金融が裾野を広げ、さらには分極化する動きを示しているようにも受け止められる。まさに金融あるいは通貨が本来もつ多様な価値を自己表現し始めたかのようでもある。

このように金融が構造的に変化する中で、協同組織金融はあらためてその存在意義を問われている。その原点・哲学の再認識とともに、現実的にどのような役割・機能に重点を置いて差別化をはかりながら経営を確保していくのか、重い課題を背負わされているのである。そして農産物・食品はもとより金融をも含めて経済的に密接な相互依存関係を形成しつつある中で、“アジアのリーダー”としての役割を期待されている日本の協同組織としてアジアのこうした動きをどう受け止め、さらにはどのような関係を構築していくべきなのか、突きつけられた課題は大きく重い。そして既にこれら課題を避けて通ることは許されない情勢へと変化していることもまた確かなのである。

今月のテーマ

アジアの協同組織金融

今月の窓

(株)農林中金総合研究所取締役基礎研究部長 蔦谷栄一

インフォーマルな自助グループとフォーマル金融機関の連結プログラム

インドにおけるマイクロファイナンスの新展開

須田敏彦 ― 2

ネパール農村における協同組合作りの試み

自立のための金融システム

甲南大学経済学部非常勤講師 岡本真理子 ― 31

談話室

懐かしきインドのベジタリアン生活

日本生活協同組合連合会国際部部長代理 山内明子 ― 48

外国事情

中国における森林保護・造成の動向

栗栖祐子 ― 50

統計資料 ― 64

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

インドにおけるマイクロファイナンスの新展開

—— インフォーマルな自助グループとフォーマル 金融機関の連結プログラム ——

〔要 旨〕

1. インドでは1990年代初頭から「SHG-銀行連結プログラム」(以下「SHGプログラム」という)と呼ばれる新しいマイクロファイナンス・プログラムが貧困緩和を目的として導入され、現在急速に拡大している。これは、貧困層、特に貧しい女性を5～20人の自助グループ(SHG)に組織し、それを通じて銀行や農協などが「貯蓄手段」「信用供与」という小口の金融サービスを提供するものである。
2. インドでこれまでマイクロファイナンスの中心を担ってきたのはIRDP(総合農村開発プログラム)であったが、SHGプログラムはそれと比較すると、貯蓄重視、直接的な補助金がない、グループ金融、借入金の使途や金利設定が自由、継続的な金融サービスの提供、という点で大きく異なる。また、金融としての高い健全性、貧困緩和効果という点でIRDPよりはるかに優れている。
3. また、世界的に知られたバングラデシュのグラミン銀行とは類似性が高いが、貯蓄優先、金融仲介組織としてSHGに高い独立性を付与、金融機関にとって低い管理コスト、などの点で異なっている。
4. NABARD(全国農業農村開発銀行)の報告書によると、SHGプログラムへの参加によって受益者には、ローンへのアクセス改善、借入金利の大幅な低下、生産的投資の増大、所得の増大という経済的な効果があった。また、女性の社会的地位向上や金融規律の向上という効果もみられた。
5. 筆者が行った現地調査により、SHGプログラムが成功している要因を、農村住民の金融ニーズ、SHGの管理機能、金融機関にとってのメリット、という観点から整理した。それによると、SHGプログラムは農村住民の金融ニーズによく応え、またSHGが受益者の相互監視組織および相互扶助組織としてよく機能していることがわかった。また、SHGプログラムは取引費用の圧縮と高い返済率(95～100%)によって金融機関に収益を生む商品であることもわかった。
6. SHGプログラムの課題としては、多くの非貧困者がSHGに参加しているというミスマーケティングの可能性、SHGが「高リスク利益追求」化することを防ぐ必要性、NABARDが低利で貸出原資を供給しているという資金・金利の歪みを是正する必要性などがある。
7. SHGプログラムの当面の成功が農村金融理論と日本の系統金融について持つ含意についても簡単に整理した。それは、適切にデザインされたマイクロファイナンス・プログラムが存在し政府や金融機関などが期待される役割を果たすなら、途上国の貧困者向け金融も商業的なビジネスとして十分成立しえるというものである。日本の農村とインドの農村が金融市場によって結ばれる可能性も現れてきたのである。

目 次

1．はじめに

——本稿の課題——

2．インドにおける新しいマイクロファイナンス・プログラムの出現と成果

(1) インドのマイクロファイナンスの歴史

(2) SHGプログラムの概要と特徴

(3) SHGプログラムの成果

——NABARDの評価報告書から——

3．SHGプログラムの成功要因と課題

——現地調査によるSHGプログラムの分析——

(1) 現地調査の概要

(2) SHGプログラムが成功した理由

(3) SHGプログラムの課題

4．おわりに

——SHGプログラムの成功の意味——

(1) SHGプログラムが貧困緩和政策と農村金融理論に対して持つ意味

(2) インドのSHGプログラムの「成功」が日本農業・系統金融に与える影響

1．はじめに

——本稿の課題——

経済の自由化とグローバル化が急速に進むなかで、あらためて貧困の解消が世界的に大きな課題となってきた。市場原理の徹底によって経済が発展すれば貧困問題は自動的に解消されるという楽観論から、13億人（1993年現在）ともいう途上国の貧困者（1985年の購買力平価で一人1日1ドル以下の所得^{（文未注1）}）の生活を改善するには、貧困者をターゲットとした特別の取組みが必要だというように世界の認識は変化してきている^{（注2）}。貧困を緩和するために特に有効だとされる方法の一つが、マイクロファイナンス（小口金融）である。1997年にアメリカのワシントンで開かれた「マイクロクレジット・サミット^{（注3）}」では、2005年までに世界の1億世帯の貧しい人々、特に女性にマイクロファイナ

ンスを提供することを目標として採択した。

世界第2位の人口大国インドでも、総人口の3～4割、つまり3～4億人という膨大な数の貧困層を抱え、貧困問題の解消が大きな社会目標となってきた。政府は、70年代末からIRDP（総合農村開発プログラム）とよばれ、大規模なマイクロファイナンス・プログラムを農村貧困層をターゲットとして実施し、90年代初頭には「SHG（自助グループ）と金融機関の連結プログラム：SHG-Bank Linkage Programme」（以下「SHGプログラム」という）という新たなマイクロファイナンス・プログラムを開始した。IRDPはその量的な規模に比べ質的な成果は極めて小さいというのが大方の評価だが、SHGプログラムはこれまでのところ極めて大きな成果をあげている。すなわち、貧困者の生活安定化と所得向上への貢献、貯蓄動員の成功、および金融としての

高い健全性である。SHGの数は近年急速に増大しており、インドではマイクロファイナンスの主流となりつつある。これによって「今後5年間でインドの農村は大きく変わる」というのが、SHGプログラムを統括する政府系金融機関NABARD(全国農業農村開発銀行)^(注5)の担当者の言葉である。

このように、インドのSHGプログラムは今のところ貧困緩和に大きな成果をあげ急速に拡大しているにもかかわらず、わが国においてその存在はまだほとんど知られていない^(注6)。そこで本稿の第1の課題は、インドのSHGプログラムの概要をその成果と^(注7)ともに紹介することである。第2の課題は、筆者が行った現地調査によりSHGプログラムの成功要因と課題を検討することである。そして第3の課題として、SHGプログラムの成功が日本農業と系統信用事業に対して持つ意味を考えてみたい。

2. インドにおける新しいマイクロファイナンス・プログラムの出現と成果

(1) インドのマイクロファイナンスの歴史

SHGプログラムは、後でみるようにそのコンセプトと成果において従来のインドのマイクロファイナンスと大きく異なるが、貧困層を対象とする金融プログラム自体は、インドでは新しいものではない。SHGプログラムに先だって、1970年代には農村貧困層を対象とした融資プログラムである小農発展事業(Small Farmers Develop-

ment Agencies : SFDA)と零細農・農業労働者事業(Marginal Farmers and Agricultural Labour Agencies : MFAL)が小規模ながら実施された。そして、70年代末からSFDA、MFALなどを引き継いだIRD(P)(Integrated Rural Development Programme : 総合農村開発プログラム)が導入され、80年代に入って全国的に展開されることになったのである^(注8)。

これらのプログラムの特徴は、貧困層に低利あるいは補助金付き融資を一度行うことで生産的資産を創出し、それによって彼らの所得増大と貧困状況からの脱出を実現しようとするビッグ・プッシュ的融資である。IRD(P)はこの種の融資プログラムとしては世界最大のもので、82-83年度から98年11月までに、延べ5,400万の貧困線以下の世帯、つまり約3億人に1,950億ルピー(現在の為替レート(1ルピー=2.8円)で約5,500億円)^(注9)という多額の融資を行ってきた。これは、3~4億人といわれるインドの貧困層の大半がこれまでにIRD(P)の融資を受けたことを意味する。

これほど大規模であったにもかかわらず、IRD(P)に代表される従来のマイクロファイナンス・プログラムの評価は低い。政府の公式な評価報告書においても、IRD(P)受益世帯で貧困線を越えられたのはわずか15%にすぎず、受益世帯の29%では何ら所得の増加がみられなかったという^(注10)。IRD(P)のもう一つの重要な欠点は、その返済率が41%と低い^(注11)ことに表れているように、金融プログラムとしての健全性が著しく低いことであ

る。莫大な資金を投入したにもかかわらず、IRD Pに代表されるインドの従来のマイクロファイナンスは、貧困緩和の効果が小さく、金融としての健全性においても劣る（注12）プログラムであったといえる。

IRD Pは他の類似のプログラムを吸収して1999年にSGSY（50周年記念農村自営計画）と名を変え、現在でも地域によっては主要な貧困緩和プログラムとして存続している。しかし、貧困緩和政策における重要性は急速に低下している（注13）。

このような状況のなかで90年代初めに導入されたSHGプログラムは、IRD Pと同様に貧困緩和を目的としつつも、IRD Pがもつ欠陥を克服する画期的な金融プログラムであった。次節では、まずSHGプログラムの概要と特徴を整理してみよう。

（2）SHGプログラムの概要と特徴

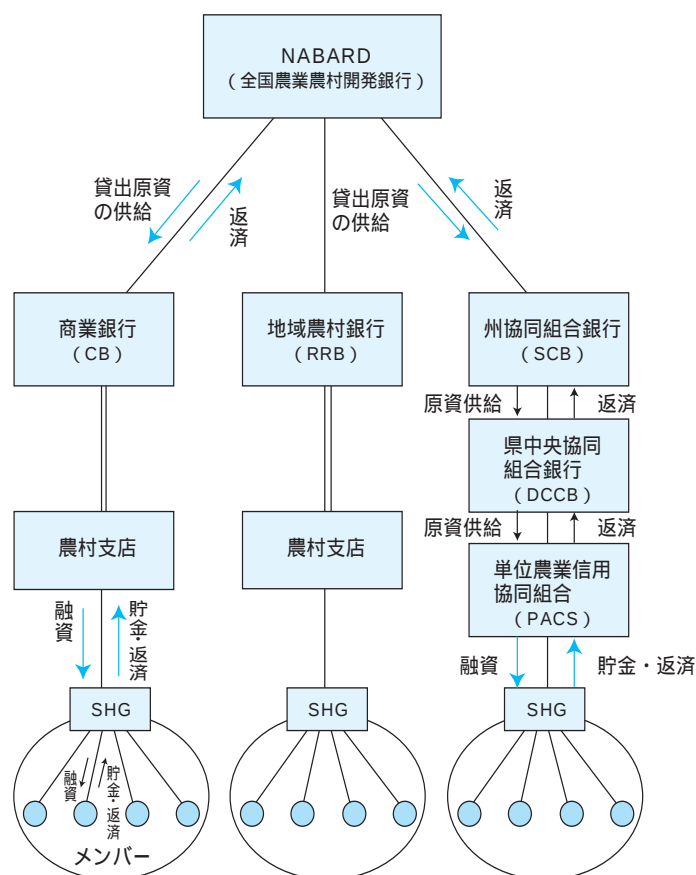
a．SHGプログラムの概要

インドのSHGプログラムは、これまで商業銀行や農協などから預金の受け入れや融資といった金融サービスを受けられなかった貧困層、特に貧しい女性たちが自助グループ（Self Help Group：SHG）を作り、それを通じて金融機関から小口の金融サービス（マイクロファイナンス）を受けられるようにするというものである。

（a）SHGプログラムの組織

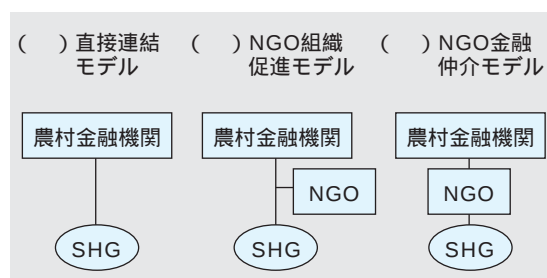
まず、その組織と活動を概観してみよう。第1図はSHGプログラムの組織と資金の流れを示したものである。まず、貧困世帯のメンバー、主に女性5～20人が集まって自主的にSHGを形成する（注14）。SHGは協同組合法などによる政府登録を行わないインフォーマルなグループで、その活動は政府の規制を受けない。このSHGは、世界中でみられる回転型貯蓄信用講（ROSCA）と同種のものと考えてよい。日本でかつて広範にみられた頼母子講もこの一種であり、SHGの活動原理は基本的に協同組合と同

第1図 SHGプログラムの組織と資金の流れ



資料 筆者作成

第2図 SHGプログラムにおけるNGOのかかわり



資料 筆者作成

じである。このSHGの組織化は、完全に自主的に行われることもあるだろうが、一般には、以下の3つの方法によって行われる(第2図)。

第1は、商業銀行や農協などの金融機関が直接貧困層に働きかけてSHGを組織化するケース(直接連結モデル)。

第2は、地域で社会福祉活動を行うNGOなどがSHGを組織するものの、金融取引においてはSHGが直接金融機関からサービスを受けるケース(NGO組織促進モデル)。

そして第3が、金融機関とSHGの間にNGOが入って金融サービスの仲介を行うケースである(NGO金融仲介モデル)。2000年3月現在では、第2のNGO組織促進モデルがSHGの数にして70%と圧倒的に多く、NGO金融仲介モデルと直接連結モデルはそれぞれ16%、14%となっている。^(注16)

(b) SHGの貯金活動

いずれのモデルでも、SHGは定期的(月一度のところが多いが、それより頻度の高い場合もある)にミーティングを開き、メンバーが同額の貯金をする。ミーティングの頻度や貯金の額は各SHGで自由に決める

ことができる。この貯金はSHGが金融機関^(注17)(NGO金融仲介モデルの場合はNGO)にもつSHG名義の口座に主に普通預金(saving deposit)として預けられる(金利は金融機関によって異なるが年利4~6%程度である)。メンバーから集めたお金は、SHGの代表なり書記などが自分たちで金融機関にもっていく。この預金は随時引き出しが可能で、必要に応じて「原則」SHGメンバーに貸し出される。この場合の金利もSHGが自由に設定できるが、実際は金融機関やNGOなどの指導で規制されることが多い。

(c) 金融機関からSHGへの融資

金融機関は、SHGのミーティングや貯金が一定期間(6か月)きちんと行われていることを確認したうえで、通常、口座に預金^(注18)されている額の4倍まで年利12%でSHGに融資することができる。この金利は、金融機関が通常行う農業生産向け短期融資の金利とほぼ同水準だが、消費目的の融資(18%程度)よりはだいぶ低い。貸出期間、返済方法(分割払いか一括払い、等)などは金融機関との交渉によって決定される。担保は不用だが、SHGメンバー全員が返済に対し連帯責任を負う。この融資の原資は、第1図が示すように今のところほとんどが農村金融機関を統括する政府系金融機関のNABARD(全国農業農村開発銀行)から年利6.5%と低利で供給されている。NGO金融仲介モデルでは、金融機関からNGOに対して年利10.5%で供給される。

なお、NGO向けにSHGの貸出原資を供

給する全国機関としては、NABARD以外にも、インド小規模工業開発銀行（SIDBI）と、未組織女性を支援するための全国女性協会（Rashtriya Mahila Kosh：RMK）があるが、NABARDがSHGプログラムを最も大規模に行っていることと資料の制約から、本稿ではNABARD傘下のSHGプログラムに議論を限定する。^{（注19）}

（d）SHGの再貸出と資金回収

こうして金融機関から自分たちの預金額の4倍までの融資を受けたSHGは、この融資に預金など自己資金を加えたものを基金として「原則」SHGメンバーに再融資する。^{（注20）}この時の金額や金利や返済方法、そして融資の使途も、SHGは自分たちで自由に決めることができる。

SHGは金融機関にとってブラックボックス的な存在で、SHG内部での資金運用と回収はSHGの自主性にまかされている。そしてSHGの定期的なミーティングの時に、定期的な貯金の積み立てとともに借入メンバーは決められた額を決められた方法で返済する。SHGはふたたびこのメンバーの貯金と返済金を一括して、金融機関に持っていく。金融機関への預金から得られる利子および金融機関からの借入利子とメンバーへの再貸出の利子の差額は、SHGの利益として共同基金に加えられる。

（e）貧困解決におけるSHGプログラムの役割

こうして定期的な貯金が継続されるとと

もに、金融機関からの借入、メンバーへの再融資、返済が繰り返されていくわけである。SHGの活動期間が長くなるとメンバーによる定期的な貯金と利益からなる共同基金も増えていく。そしてそれを元に金融機関から得られる融資も「乗数的」に増える。このように定期的な貯蓄によって貧困者は自己資産を形成することができる。そしてそれを元にして低利融資へのアクセスを高め、突然の病気の出費など生活のリスクに備え、かつ生産目的に投資を行うことも可能になる。こうして生活の安定と所得向上を図り、貧困からの脱出をめざすというのが、SHGプログラムの概要である。

b．SHGプログラムの特徴

——グラミン銀行モデルと比較して——

インドのSHGプログラムは、貧困緩和を目的として貧しい人々をターゲットに小口の金融サービスを提供する、受益者は主に女性、受益者は連帯保証グループを形成し融資は無担保で行われる、といった点で、世界的に知られているバングラデシュのグラミン銀行と共通している。^{（注21）}また、95～100%といった高い融資の返済率を実現している点も同じである。これらの共通点を経済学的あるいは社会学的に表現するなら、以下のようなだろう。取引規模が小さく担保も持たない貧しい顧客を相互監視機能をもつ連帯保証グループに組織することで、農村金融機関は取引費用を削減できる。これによって従来の金融機関では困難だった貧困者への小口金融サービスの提供

が可能となった。また、両者とも女性を主要な顧客とすることで、返済に伴うリスクをいっそう削減できる。^(注22)と同時に、一般に社会的に抑圧されている女性の地位向上をもたらすというジェンダー構造の改革効果をも期待できる。

しかし、インドのSHGプログラムは、グラミン銀行と比べていくつかの重要な点で異なっている。

まず第1に、グラミン銀行がバングラデシュ全国をカバーし、貧困層を対象とする融資に特化した単一の特殊銀行であるのに対し、SHGプログラムは多数の既存農村金融機関(商業銀行の農村・準農村支店、地域農村銀行の本支店、協同組合系農村金融機関(農協))が提供するさまざまな金融商品のうちの一つにすぎないということである。

第2に、グラミン銀行モデルが生産的投資のための融資を優先した金融サービスを提供しているのに対し、SHGは貯蓄を優先し消費金融を重視した金融プログラムである。

第3に、グラミン銀行モデルと比べ、SHGプログラムは顧客に対する金融機関の管理が著しくゆるい。グラミン銀行は顧客グループだけでなく最終的な顧客である個人まで取引相手として厳しく管理するため管理費用が高くなり、外国などの援助機関から極めて低利の譲許的資金を受けなければ経営が維持できない構造がある。^(注23)これに対しSHGプログラムでは金融機関の取引相手はSHGであり、最終的受益者である個人の管理はほぼ完全にSHGに委ねられ

ているため、プログラムにおける金融機関の管理費用は非常に低い(グラミン銀行では一人の行員は200～300人の最終的顧客を管理するが、SHGプログラムでは1,000人以上が可能)。このため、金融機関にとってこのプログラムは収益を生む「商品」となり得る。

第4に、グラミン銀行の貸出金利は、一般の商業銀行貸出と同じ水準だが、SHGプログラムでは、金融機関からSHGへの貸出金利は市場金利よりも低い。

c. 農村金融理論におけるSHGプログラムの位置付け

グラミン銀行とこのように違いを農村金融理論の流れのなかに位置付けるなら、全体としてSHGプログラムはアダムスらが主張する金融自由化論^(注24)の影響をより強く受けたプログラムとすることが可能であろう。すなわち、金融における貯蓄動員の重視、インフォーマル金融の高い評価、金利・使途の規制撤廃、金融機関(金融プログラム)の自立性・持続性の重視などである。

しかし同時に、スティグリッツなど近年影響力を増しつつある新制度主義的な考え^(注25)もこのプログラムには色濃く反映されている。すなわち、金融機関と顧客の間にある情報の非対称性を改善する自助グループの役割を重視し政府がその育成を積極的に進めること、金利設定における一定の規制、農村部の貯蓄動員を進めながらも不足する資金は政府が積極的に供給すること、プログラム実行機関である農村金融機関には一定期間一定のマージンを保証して取組みへ

のインセンティブを与えることなどである。

SHGプログラムがどのような成果を生み、現場でどのように機能しているかを明らかにすることは、以上のような農村金融の諸理論を実証的に検証し、理論を深めることにもなる。

(3) SHGプログラムの成果

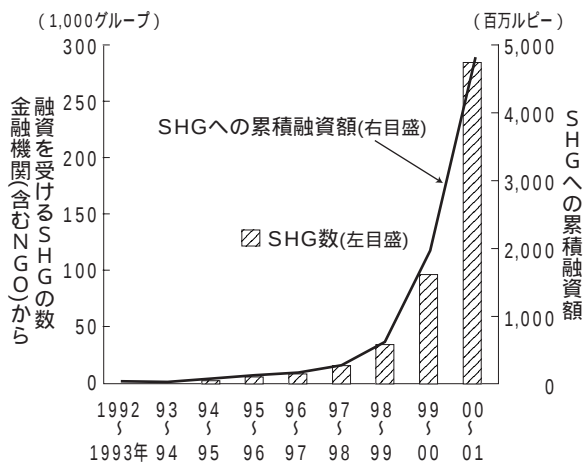
——NABARDの評価報告書から——

以上のように理論的には先進的なデザインのもとに作られたといえるインドのSHGプログラムは、果たしてどの程度円滑に機能し、期待されたような成果を生んだのだろうか。具体的な事例に基づく詳細な分析は次章で行うこととして、ここでは主に、2000年に公表されたNABARDの評価報告書（*Microfinance for Rural People : An Impact Evaluation*）^{（注26）}（以下「評価報告書」という）から、評価の基準となるいくつかの重要な指標を選び成果をみていこう。

a. 貧困層への到達度

91-92年度に実験的に始まったSHGと金融機関の連結プログラムは、その後急速に拡大している（第3図）。2001年3月末には、金融機関から融資を受けるSHGの数は累積で28.4万になり、そのSHGのメンバー^{（注27）}数はおよそ440万に達した。特にここ3年間の伸びは著しい。政府（NABARD）は、2008年までに金融機関から融資を受けられるSHGの数を100万にすること、つまり家族を入れれば貧困層の3分の1ないし4分

第3図 SHGプログラムの拡大



資料 NABARD, *Annual Report 1999-2000*.
2000-2001年度末のデータはNABARDでのヒアリングによる。

の1にあたる約1億人がフォーマル金融機関の金融サービスを得られることを目標にしているが、今のペースで増加していけば、予定よりずっと早くこの目標は達成されるであろう。

しかし、このSHGプログラムは、それが意図しているように本当に貧困層に到達しているのだろうか。この「貧困層への到達度」が、貧困緩和プログラムとしてのSHGプログラムの第1の評価基準である。「評価報告書」によると、1 SHGのメンバー数は平均16人であり、SHG世帯の主な職業をみると農業労働者の割合は31.5%、限界農民（農地面積が2.5ha以下）が23.1%、小農民（同2.5ha超～5.0ha以下）が29.4%、それ以上の中農民・大農民（同5.0ha超）が3.5%、非農業者が12.5%となっている。農村貧困者の中核をなす農業労働者が相当数SHGに加入しているものの、所有農地面積が2.5ha以上の、どう考えても貧困層とはいえない

い農家がSHGメンバーの3分の1を占めて
(注28)
いる。

SHGメンバーに高い比率で非貧困者が含まれていることは、SHG加入前に年間の純所得がすでに貧困線を超えていた世帯が標本数の58%もあったことに如実に表れて
(注29)
いる。これは、農村貧困層を選択的にターゲットとした貧困緩和政策としては、SHGプログラムの効果には大きな疑問があることを意味している。しかし、非貧困者の参加自体がSHGプログラムの失敗を意味するとは必ずしもいえないのではないかと、というのが筆者の考えである。このことは、次章以下においてより深く議論する予定である。

b. 借入条件の改善

SHGへの加入が貧困者世帯の経済状況に与える影響を検討するまえに、SHGプログラムによって彼らの金融環境がどう変化したかをみてみよう。第1表は、標本世帯の借入額がSHG加入の前後でどの程度変化したかをみたものである。これから、SHG加入後、標本世帯の借入額が平均で2倍程度(95%)に増加したこと、その増加率はSHGの活動年数が長くなるほど高くなる傾向があることがわかる。この増加を要因別に分解すると、増加の56%はSHG加入前に借入がなかったメンバーが新たに借金をしたことによるもの、残りは加入前すでに何らかの借金があった世帯がその借入額
(注30)
を増加したことによるものであった。借入額および借入頻度の増加は、この場合標本

世帯の貧困化が進んだことを意味するのではなく、必要なとき必要な額のローンに対するアクセスが改善されたと考えるべきで
(注31)
あろう。

SHG加入による金融環境改善の二つ目は、借入先の変化とそれによる借入金利の低下である。第2表が示すように、SHG加入前に金額ベースで42%と借入先の最大シェアを占めていた「金貸し」からの借入は、SHG加入後では3%へと劇的に減少している。「友人・親戚」や「その他」(商人、金融講などと考えられる)からの借入も大きく減少した。銀行・農協借入のシェアも大きく減少した(ただし総借入額が95%増加していることを考慮するなら、銀行からの直接

第1表 SHG加入前後の借入額変化

(単位 ルピー, %)

		SHG加入前	SHG加入後	増加率
活動年数	1年	2,842	2,853	0.4
	2年	4,314	5,585	29.5
	3年以上	4,335	8,922	105.8
平均		4,282	8,341	94.8

資料 V. Puhazhendhi, K. J. S. Satyasai, *Microfinance for Rural People: An Impact Evaluation*, NABARD, 2000, Table 6.2.5 (p.33), Table 6.2.6 (p.34) から作成
(注) 平均値が「3年以上」の値と著しく近いのは、全標本世帯のうち「3年以上」の割合が85.3%と高いからである。

第2表 SHG加入による借入先構成の変化
(借入額構成比)

(単位 %)

	SHG加入前	SHG加入後	増加率 (ポイント)
(注) 銀行・農協	32.5	20.7	11.8
友人・親戚	15.9	1.0	14.9
金貸し	41.6	3.2	38.4
SHG	-	74.9	74.9
その他	10.0	0.2	9.8
合計	100.0	100.0	

資料 第1表に同じ。Table 6.2.7 (p.34)
(注) 原典では「Bank」となっているが、明らかに農協も含まれるので「銀行・農協」とした。

第3表 SHG加入前後の借入金利の変化

(単位 %)

		借入件数			借入額		
		SHG加入前	SHG加入後 (平均)	うちSHG	SHG加入前	SHG加入後 (平均)	
金利年	12%以下	15.1	11.7	10.2	15.6	15.0	
	12～24	17.9	80.5	83.8	31.8	75.6	
	24～36	32.5	6.9	5.5	28.8	7.1	
	36～48	5.3	0.6	0.5	6.2	1.1	
	48～60	22.1	0.3	-	14.1	1.2	
	60超	7.0	-	-	3.5	-	
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

資料 第1表に同じ。Table 6.2.10 (p.37), Annexure Table 6.2.8 (p.6) から作成。

借入額はむしろ2割ほど増加した。これらシェアを縮小した従来の借入先に代わってSHGが75%という圧倒的シェアを持つようになった。これは、SHGが農村金融市場と借入世帯に与えた影響の大きさを示している。

SHGへの加入は、また借金に対してSHGメンバーが払う金利を大幅に圧縮した。第3表は、SHG加入前と加入後の借入金利の分布を、借入件数、借入額別に比較したものである。一般の銀行や農協の貸出金利は最高で年20%弱だから、年利24%(月利2%)を超える金利を「高利」と考えてよいだろう。また、年利48%(月利4%)を超えるような金利を「超高利」とここでは呼ぼう。この「高利」「超高利」を含む借入の割合は、SHG加入後、件数で66.9%から7.8%へ、借入額で52.6%から9.4%へと大きく減少した。特に「超高利」の借入割合は、件数で29.1%から0.3%へ、借入額で17.6%から1.2%へと激減しており、SHG加入後、「超高利」の借入はほぼ一掃されたと

いってよいだろう。その理由は、もちろん、借入の大宗を占めるようになったSHG借入のほとんどが年利24%以下という「低利」であるためである。

このように、SHGへの加入はローンへのアクセス(借入頻度、額)を大きく改善した上に、借入コスト(金利)を大幅に圧縮したのである。

c. 借入資金の用途

次に、SHG加入によって増大した低利融資が何に使われているかをみてみよう。第4表は、借入金金の用途を件数と金額ベースでみたものである。SHG加入前に件数で50%、金額で28%を占めていた消費目的の借入は、SHG加入後にそれぞれ25%、15%へと半減している^(注32)。一方、SHG加入後、総額として2倍ほどに増加した借入額の大半は投資に向けられることになった。件数および金額ともにシェアを大きく伸ばしたのは、伝統的な農村の産業とは異なる分野、つまり工業・サービス・商売といった新分野

第4表 SHG加入前後の借入金使途構成の変化

(単位 %)

	借入件数			借入額		
	SHG加入前	SHG加入後		SHG加入前	SHG加入後	
		全体	うちSHG		全体	うちSHG
農業関連	3.5	18.3	19.0	3.0	18.3	18.7
消費目的	49.8	25.4	27.0	28.3	14.5	16.8
耕作農業	27.2	23.3	21.9	24.2	25.8	24.0
農業投資	10.4	9.3	9.6	34.7	15.1	16.9
工業・サービス	8.0	20.3	18.8	6.8	23.1	19.9
業・商売						
その他	1.1	3.4	3.7	3.0	3.2	3.7
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料 第1表に同じ。Table 6.2.9 (p.36), Annexure Table 6.2.5. Table 6.2.6 (p.6)から作成

への投資である。この表の分類の具体的な中身は「評価報告書」では明確ではないが、工業・サービス・商売への投資は耕作農業への投資とともにSHGメンバーの投資の中心を担うようになっている。

このように、SHG加入以前は病気や冠婚葬祭などの緊急時に高利インフォーマル金融から借入するものが多かったが、SHG加入の後は、増大した借入の大部分が農業・非農業への投資に向けられている。

d. 標本世帯の経済状況にSHGが与えた影響

SHGへの加入後、メンバーの経済的状況がどのように変化したかをみてみよう。「評価報告書」はSHG加入後に標本世帯の所得と資産、貯蓄が増大したことを報告している。まず世帯の純所得だが、加入後に平均して純所得は33%増加し、その増加率はSHGの活動期間が長いほど高くなる傾向にある(第5表)。この所得増大の効果は貧困者ほど大きいことも注目される。後でみるように(第7表)、SHG加入前に貧困線以

下の所得水準であった世帯の純所得はSHG加入後に89%も増大しており、非貧困世帯の21%よりずっと増加率が高い。SHGは持続的かつ加速度的にメンバー、特に貧困メンバーの所得を増加させる効果があるといえよう。

SHG加入がメンバー世帯の資産形成、そしていざという時への備えを高めていることを示す一つの指標が貯蓄額の増加である。第6表は、SHG加入前後の平均貯蓄額を比較したものだが、これから加入後には貯蓄額が平均で2倍強に増加したこと、貯蓄増加率はSHGの活動期間が長いほうが高くなる傾向にあること、貯蓄の半分近くはSHG活動によることがわかる。しかし、標本世帯の平均的な貯蓄額の変化よりも大

第5表 SHGメンバー世帯の年間純所得の変化

(単位 ルピー, %)

		SHG加入前	SHG加入後	増加率
活動年数	1年	20,179	21,805	8.1
	2年	19,602	24,425	24.6
	3年以上	20,251	27,414	35.4
平 均		20,177	26,889	33.3

資料 第1表に同じ。Table 6.3.1 (p.41)

第6表 SHG加入前後の貯蓄額の変化

(単位 ルピー, %)

		SHGの活動期間							
		1年		2年		3年		平均	
		加入前	加入後	加入前	加入後	加入前	加入後	加入前	加入後
預け先	SHG 銀行(含む農協) 友人	- 847 264	944 932 326	- 780 56	559 951 87	- 295 89	626 634 134	- 367 93	629 679 136
合 計		1,111	2,202	836	1,597	384	1,394	460	1,444
増加率		98.2		91.0		263.0		213.9	

資料 第1表に同じ。Table 6.2.1 (p.31), Table 6.2.5., Table 6.2.3 (p.32) から作成

第7表 SHG加入前後の貧困世帯数および所得の変化

(単位 ルピー, %)

			加入後の所得状況		全体	
			貧困世帯	非貧困世帯	SHG加入前	SHG加入後
加入前	貧困世帯 (234世帯)	世帯数 純所得 貧困線との所得差	122 11,112 6,861	112 23,612 9,490	234 9,044 7,086 ^(*)	234 17,092 962
	非貧困世帯 (326世帯)	世帯数 純所得 貧困線との所得差	3 6,800 6,151	323 33,737 19,999	326 27,731 14,001	326 33,488 19,758

資料 第1表に同じ。Table 6.3.5 (p.45) から作成

(注) (*) 原典では 7,086となっているが 明らかな間違いなので 7,086ルピーとした。

切なのは、貧困層の貯蓄がどうなっているかである。SHG加入前は、標本世帯のうち77%がまったく貯蓄をもたず、わずか10%の世帯が全貯蓄の79%のシェアを占めるといふ極端な格差があった^(注33)。それがSHG加入後は、ほぼ全世帯が貯蓄を行っている。これは明らかにSHGプログラムに組み込まれた貯金活動の成果である。SHGプログラムは、貧困者の貯蓄増大という重要な効果を持っているのである。

そして最後に、貧困緩和を目的としたSHGプログラムの成果を最も明確に示す指標である、「貧困線を超えた貧困層の割合」をみてみよう。第7表が示するのがそれである。これによると、SHG加入前に貧困

線以下の所得水準であった234世帯のうち、SHG加入後の調査時点で貧困線を超える所得をあげた世帯は112世帯であった。つまり、貧困世帯の48%がSHG加入後に貧困線を超えたことになる。貧困線を超える貧困世帯の割合はSHGの活動期間が長くなるほど高まり、3年以上活動しているSHGでは56%となっている^(注34)。SHGの貧困緩和効果はIRDPにくらべて格段に大きく、しかも活動期間が長いほど高まるといえよう。

e. 社会的効果と金融としての健全性

なお、SHGプログラムを評価する上で見落としてならないもう2つの点は、SHGが

受益者に対して与えた社会的影響と、この金融プログラムが金融としてどの程度健全であるかという問題である。前者に関して「評価報告書」は、SHGの加入によってメンバー（そのほとんどは女性）の自信や家庭における地位が高まったこと、他者とのコミュニケーションが高まったこと、社会的問題に対して積極的にかかわれるようになったことなど、社会的側面でも大きな効果があったことを報告している。比較の方法には異論もあるが、SHGが標本世帯に与えたインパクトとしては、経済的影響よりもむしろ社会的影響のほうが大きいというのも、この「評価報告書」の一つの結論である。しかし、本稿はSHGの経済的効果の分析に重点をおいているので、社会的効果については以上の言及にとどめたい。

SHGプログラムの評価において無視できない重要なもう一つの視点は、金融プログラムとしての健全性、すなわち持続性と自立性である。NABARDの「評価報告書」は世帯への影響評価であるため、こうした観点からの分析は行われていないが、SHGの返済率が94%と非常に高いことが報告されている。これは、SHGプログラムが金融として自立するための必要条件を一つ満た

していることを示している。また、SHG加入後は、銀行（含む農協）から借りた他の一般借入の返済率も向上していることが第8表からみてとれる。これは、SHGプログラムが農村社会の金融規律の向上によってフォーマル金融機関全体の健全性を高める効果をもつことを示唆している。

3. SHGプログラムの成功要因と課題 ——現地調査によるSHGプログラムの分析——

以上、インドのSHGプログラムの概要について整理し、またSHGプログラムが受益者世帯に与えた影響について概観した。貧困層へのターゲット化という点で成果に疑問が残るものの、全体として極めてすぐれた成果を生んでいるといえよう。しかし、実際にSHGプログラムが農村の現場でどのように機能し、どのような課題があるのかは未解明のままであった。

そこで本章では、筆者が主に今年（2001年）に行った現地調査に基づき、SHGプログラムが良好な成果をあげている要因と課題を明らかにしていきたい。明らかにすべき点は、農村貧困世帯の金融ニーズは何であり、SHGがそれにどのように応えているか、インフォーマル組織であるSHGはどのように機能しているか、金融機関にとってSHGプログラムに取り組むメリットはあるか、貧困緩和への効果と金融としての自立性という観点からSHGプログラムに残された課題は何か、である。

第8表 SHG加入前後の借金返済率の変化
(単位 %)

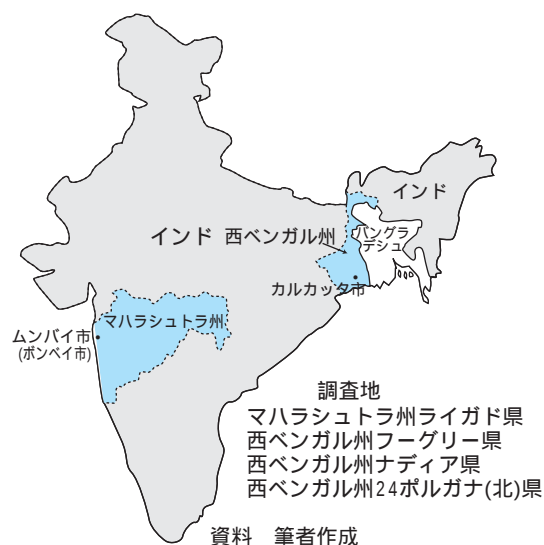
		SHG加入前	SHG加入後
借入先	銀行・農協	63.3	92.4
	友人・親戚	90.0	89.6
	金貸し	95.3	82.7
	SHG	-	94.4
	その他	94.7	93.6
平均		83.9	93.6

資料 第1表に同じ。Table 6.2.12 (p.38) から作成

(1) 現地調査の概要

SHGに関する筆者の現地調査は、主に今年(2001年)4月に行われた。^(注38) 調査地は、インド西部に位置するマハラシュトラ州ムンバイ(ボンベイ)市近郊の農村部と、東部に位置する西ベンガル州農村部の3箇所、計4箇所である(第4図)。マハラシュトラ州では国有商業銀行の農村支店、西ベンガル州では国有商業銀行の農村支店1つと2つの農協(単位農業信用協同組合)について調査を行った。

第4図 現地調査地の位置



第9表 各金融機関のSHGへの取り組みと成果

(単位 ルピー)

	マハラシュトラ州		西ベンガル州		
	ライガド県		フーグリー県	ナディア県	24ボルガナ(北)県
	国有商業銀行 (Bank of India) P農村支店 ^(注1)		S農協(単協)	G農協(単協)	国有商業銀行 (Allahabad Bank) M農村支店
NGO等の関与	あり		なし	なし	あり
SHG開始年	1998年		1996年	1999年	1996年
SHGの数(うち女性のSHG)(人)	7(7)	5(5)	201(176)	9(5)	125(125)
SHGメンバー総数(人)	133	74	1,185	66	1,500
総世帯数に占める組織率 (%) ^(注2)	ほぼ100	28	44	5	50
メンバー当たり1か月貯金額	300	50	10~50	20~90	10~25
SHGへの貯金額(一人当たり)	...	...	80万 (683)	1.6万 (242)	30万 (200)
SHGへの融資残高 (一人当たり) ^(注3)	...	...	151万 (1,272)	0.9万 (132)	80万 (533)
返済率(%)	100		97~100	返済期限来ていない	100
地域の特徴	大都市近郊農村		純農村部	純農村部	大都市近郊農村
融資の主な用途	野菜栽培, 畜産, 小商売		畜産, 耕作農業, 野菜栽培	消費目的, 耕作農業, 畜産	農業, 商売
メンバーへの貸出金利(年利%)	24	60	14	24	24~36
非メンバーへの貸出 ^(注4)	なし	あり	なし	あり	あり

資料 2001年4月の現地調査による。ナディア県G農協については、一部2000年9月現在のデータである。

- (注) 1. この金融機関では二つの村でSHGを組織している。ここでは可能な限りそれぞれの村のデータを示した。
 2. ライガド県のSHGについては二つの村のそれぞれの総世帯数に占めるSHGメンバーの割合、他の金融機関については営業範囲内の世帯数に対するSHGメンバー数の割合で求めた(いずれも概数値)。
 3. 金融機関から融資を受けていないSHGのメンバーも含む。
 4. いずれも、金融機関でのヒアリングでは「非メンバーへの貸出は認められない」という回答であったが、実際に非メンバー貸出をするSHGが確認できた場合は「あり」とした。すべてのSHGが非メンバー貸出をしているわけではないことに注意。なお、非メンバーへの貸出が確認できなかった場合は「なし」としたが、実際には「ある」可能性も否定できない。

以上4つの農村金融機関についてSHGプログラムの活動概要を示したのが第9表である。SHGの組織化が始まった時期や取組方針などの違いにより、金融機関が組織するSHGの数、対象農村の総世帯に対する組織率、動員貯金額、SHGへの融資額などには大きな差がある。実際、ほとんどの世帯がSHGに組織されたような村がある一方で、組織率が10%に満たない村もある。しかし、1調査地を除きSHGのほとんどが女性グループであること、金融機関借入に対するSHGの返済率はほぼ100%であること、貯金動員の成功などから、SHGプログラムはいずれの金融機関においても成功しているといっていよい。

(2) SHGプログラムが成功した理由

続いて、以上のような指標からみてSHGプログラムが大きな成果をあげている理由を、SHGメンバーのニーズ、SHGの機能、金融機関へのインセンティブから検討してみよう。

a. 農村住民の金融ニーズ

すでにみたように、インドのSHGプログラムはメンバーの連帯責任はあっても無担保融資であり、グラミン銀行のような金融機関による厳格な顧客管理もない。にもかかわらず定期的な貯金活動と100%近い返済が行われているのだから、そこにはSHGプログラムが提供するサービスに対する農村住民の強いニーズが存在するはずである。農村住民、特に貧しい人々がSHGプロ

グラムに期待する金融ニーズとは何であろうか。筆者は、各調査地でSHGのメンバーに「SHGについてどう思うか」と尋ねたが、その答えは一様に、「とてもよい」というものであった。そして、その理由としてほとんどの場合、「必要な時低利でお金が借りられること」「貯金が増えたこと」をあげた。農村住民にとってSHGプログラムの最大のメリットは「融資をタイムリーに低利で得られること」と、「安全な貯蓄手段」に対する彼らの強いニーズを満たしていることだといえよう。^(注39)

誰でもが望むこれらの金融サービスは、従来商業銀行や農協などフォーマル金融でも、インフォーマル金融でも対応できなかった。フォーマルな農村金融機関は無担保融資を行わないのが通常で、担保となる資産を持たない貧困層には手が届かない。たとえ融資がされても従来はIRDПのように生産目的の貸出が中心で、特に貧困者が日常必要とするような数百ルピー（数百円～3千円程度）程度の少額な消費目的の短期融資は行わない。金融機関にとって取引費用が高くなりすぎるからである。結果的に、貧困層の多くは従来フォーマル金融機関の顧客となり得なかった。たとえば、西ベンガル州G農協は優れた金融活動をしている農協だが、傘下のSHGメンバー66人のうち本人あるいは家族が農協の組合員である人は13人、農協に貯金口座をもつ人は21人に過ぎない。多くの貧困者にとり、SHGプログラムによって初めてフォーマル金融へアクセスする道が開かれたのである。

SHGができる前に貧困者の資金需要を主にカバーしていたのは、少額・無担保・即決の融資が可能なインフォーマル金融だった。インフォーマル金融のなかには、親戚や友人、なじみの商店主からの借入など無利子あるいは低利の融資もあるが、それが得られなければ月利4～10%（年利48～120%）にもなる高利貸しや金融講から借り入れざるを得ない。そして、それさえ得られないこともしばしばなのである。

SHGプログラムは、自分たちの貯蓄能力にあった無理の少ない定期貯金によって共同の基金を作り相互に低利で融通しあうことで、緊急の出費（その多くは消費目的）に対応することをまず可能にした。第10表は、西ベンガル州の3つの金融機関（2農協、1商業銀行）が組織する8つのSHGによるメンバーへの貸出の額と用途などをSHGから聞いて整理したものである。SHGが作られてまだ日が浅く、金融機関からの借入が始まっていないSHGでは、自分たちの定期的な貯金からなる共同の基金を利用しながら相互融資を行っている。この場合、一人当たりの融資額は、ほとんどの場合各メンバーの貯金額と同程度の数百ルピー（3千円以下）という少額である。目的は様々だが、「病気になったので薬を買う」「結婚式の必要経費をまかなう」「仕事がなく収入がないので食料品を買う」など、避けられない消費支出のための借入が多い。こうした不可避な支出にとって低利でタイムリーな融資がどの程度望まれているか、具体的な事例によってみてみよう。

< ケース > K.S.さん（女性、33歳）

K.S.さんの夫は、日雇いの農業労働者であったが、病気で最近亡くなった。昨年の稲作もうまくいかず、残された家族は14,500ルピー（約40,600円）という多額の借金を負うことになった。これは、農業労働の日当（35ルピー）で1年以上の賃金に相当する。借金のうち8,000ルピーはわずかに持つ農地（6a）を担保にして借りた。利子はつかないが、農地の耕作権は相手に渡ったの^{（注40）}で、農業からの収入はなくなった。それでも足らず、6,000ルピーを金貸しを専門とする金融講から月利5%（年利60%）で借りている。毎月払う金利は300ルピーに達し、金利だけで日雇い農業労賃のおよそ9日分に相当する。月利2%（年利24%）の低利なSHG融資も受けているが、SHGがまだ新しく、1回の貯金額も少ないことから共同基金が少なく、また金融機関からの融資が始まっていないため500ルピーしか借りられない。SHGは毎月20ルピーの少額の貯金で低利の融資が受けられるので、とてもよいと思っている。将来のことを考えて、これからもSHGを続けていきたい。

< ケース > N.M.さん（女性、35歳）

農地はまったくなく、夫は日雇いの農業労働者。SHGからの借入は、子供の高校進学のため1年前に月利1.5%（年利18%）で借りた500ルピー。また、半年ほど前から夫が病気になった。SHGの基金が底をつき、金融機関からの融資もまだ始まっていないため、それ以上SHGから借りられなかった。

第10表 SHGの成熟に伴う借入額および使途の変化
——西ベンガル州のSHGの事例——

(単位 ルピー)

SHG 番号	設立 年月	メン バーの 性別	メン バー 数	一貯 金額 一人 当たり 毎月の	総貯 金額 (一人 当たり)	金融 機関 からの 借入	メン バー への 貸出 金利 (年利)	返済 期間	メン バー 番号	農地 所有 面積 (ha)	借入 額	目 的
	2000年 6月	男性	10人	(注1) 40～45	1,250 (125)	なし	24%	2～ 3か月	2 4 9	- 0.07 -	150 100 100	妻の病気の治療費,食料購入 娘の病気で薬を購入 不明
	99年 9月	女性	11人	30	4,620 (420)	なし	18	半年	1 2 3 4 5 6 7 9	5.28 - - - 0.4 0.2 0.66 0.66	300 300 500 500 400 500 400 400	牛の飼料購入 乳牛の購入 娘の服を買う 息子の学校の制服を買う 袋貼り商売の資金(古新聞購入) トイレを作るため 農業経費 牛の飼料購入
	99年 8月	男性	10人	(注2) 80～90	5,769 (577)	なし	18	返済 可能 なとき	1 2 3 5 6 7 8 9 10	- - - - - - - - 0.1	500 200 500 500 500 200 200 600 600	父親の病気の治療費 病気の治療費 娘の出産費用 農業経費 商売の資金(ココナツの売買) 仕事がなく,食料を買うため 子供の病気の治療費 結婚式の費用 荷車購入
	99年 5月	男性	8人	(注2) 80～90	11,700 (1,463)	なし	18	半年	2 3 5 6 8	0.07 0.1 - - 0.03	1,200 200 3,000 700 700	稲作の経費 子供が病気で薬を買うため 洪水で被災した娘を援助するため 農地を借りるため 家の修繕
	97年 7月	女性	5人	30	7,500 (1,500)	あり	14	3年	1 2 3 4 5	- - - - -	5,000 5,000 5,000 5,000 5,000	米の精米ビジネス 雑貨店の経営資金 雑貨店の経営資金 米の精米ビジネス 魚の商売
	96年 12月	女性	17人	15	9,520 (560)	あり	24	1年	1 2 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14	- 0.76 - 0.13 - 0.13 0.13 0.25 0.07 0.92 - -	2,000 2,500 4,000 200 2,000 400 2,500 9,500 4,000 2,000 300 800	治療費,結婚の費用など トイレを作る 家を作るために土地の購入 荷車のタイヤ修理 食料購入 子供の教育費 借金の返済 灌漑用井戸の設置 娘の結婚費用 農業経費 医者への支払い ミシン購入
	96年 11月	女性	5人	30	8,000 (1,600)	あり	14	3年	1 2 3 4 5	- - - - -	4,600 4,600 4,600 4,600 4,600	ボールペンの軸加工商売 ヤギの飼育 乳牛購入と牛乳の商売 乳牛購入と牛乳の商売 乳牛の購入
	96年 9月	女性	20人	10	10,900 (545)	あり	24	1年	2 3 4 5 8 9 10 11 14 17 18 19	0.26 - - 0.26 0.26 0.07 0.92 - 0.33 - - 0.26 0.13	8,000 2,500 2,000 7,500 2,000 850 4,500 350 3,700 5,200 8,000 13,500	野菜の商売 乳牛の購入 野菜の商売 農業経費 農業経費 娘の結婚費用 肥料の商売 家の修繕,消費 農業経費 農業経費 家具製造の商売 野菜の商売

資料 現地調査。～ はG農協, ～ はS農協, ～ は商業銀行M支店傘下のSHG。～, ～, のSHGについては, 2000年9月のデータ。それ以外については2001年4月のデータ
(注) 1. 毎週2回, 各5ルピーを貯金。
2. 毎週2回, 各10ルピーを貯金。

その結果、月利5%(年利60%)の金融講から借り、その利子だけで毎月100ルピーの返済に追われている。これは農業労賃3日分に相当する。SHGについては、利子が低く、必要なときに借りられるので利益が大きいと考えている。SHGに入っていなかったら子供を進学させられなかっただろう。毎月30ルピーの定期貯金は楽ではないが、子供の教育など将来のことを考えると、苦勞してでもSHG活動を続けなければならない、と考えている。

この2つの事例は、世帯の主要な稼ぎ手が病気になったり農作物が不作になったりした場合、どこからか低利融資が受けられない場合貧しい人々は高利の負債を背負わざるを得ずそれによって脱出困難な貧困状態に陥りやすいこと、また、子供の進学資金(教科書を買うため)のようなわずかなお金が必要な時に工面できるか否かで貧困世帯の将来が大きく変わり得ることを示している。こうした資金に対して極めて強いニーズがあることは、容易に理解できるだろう。そしてSHGプログラムはこうしたニーズに応えることができる。実際、多くのSHGメンバーは、SHGプログラムの最大の利点として、「SHG活動を始めてから、緊急時にお金の心配をすることがなくなった」ということをあげるのである。

緊急時の支出に対する備えとしてのSHG活動は、貯金額に応じて金融機関から融資を得られる次の段階において、生産的投資の資金源として役割を高めてくる。第

10表が示すように、毎月の貯金額がわずかでもSHGの活動期間が長くなると金融機関からの借入が可能になり一人当たりの借入額は飛躍的に多くなる。SHGの他のメンバーから理解が得られれば、さらに多くの額を優先的に借りることもできる。^(注41)こうした「乗数効果」により、貯金すればするほど巨額の低利融資が得られる。しかも、きちんと返済さえしていれば、その使い方は自分たちで自由に決めてよいから最も自分が必要とすることに使うことができる。こうしておのずから貯金活動に熱が入るのである。SHGの活動が活発になるにつれて、1回の貯金額が増加する傾向が広くみられるのはその証左といえよう。

例えば、インド最大の商業都市であるムンバイ市近郊農村部にあるK村では、ムンバイ市場にむけた野菜栽培が盛んで、野菜の栽培と流通に対する投資熱が高い。あるSHGでは、3年半前に毎月一人100ルピー(280円)で始めた貯金は増加されて、現在毎月300ルピーになっている。この貯金を元にSHGは積極的に銀行からお金を借り、メンバーは必要なさまざまな支出にあてている。筆者が訪れた時、この村ではほとんどの家が新築されており、経済状況が急速に改善されているのが実感できた。

このように、SHGプログラムが成功している最大の理由は、それが農村世帯の金融ニーズにあったサービスを提供できているからといってよいだろう。

b. SHGの管理機能

しかし、定期的な貯金や返済の滞りなどSHG活動の妨げとなるメンバーの行為に対してSHGが効果的に対処できなければ、SHGの活動はすぐに停止してしまうだろう。グラミン銀行と違って個々のメンバーに対する金融機関の管理は極めて弱いからである。

SHGは、5～20人からなる自主的に組織された自助グループで、もともとお互いによく知っている近隣世帯により構成される。すでに形成の過程で素行の悪い人間を除外するメンバーの選択（peer selection）が行われる。

また、このSHGは金融機関との取引主体であり、すべてのSHGメンバーはこの取引に対して連帯責任を負い、一人の返済不履行はメンバー全員に損失を与えるから、メンバー間の相互監視（peer monitoring）機能が働く。例えば、グループの規律を守るため、月一度の定例ミーティングに欠席した者に対しては罰金を払わせるところもある。^{（注42）} 定期的な貯金や返済を滞るメンバーに対しては他のメンバーが集団で家に押しかけて圧力を加えるというところが多い。自分一人では貯金を行うことは収入が不安定な貧困者にとって決して簡単なことではない。支出の必要性があまりにも高いからである。だから、SHGに加入して相互監視の下で定期的な貯金が義務化されてはじめて貯金できたという人も多い。^{（注43）}

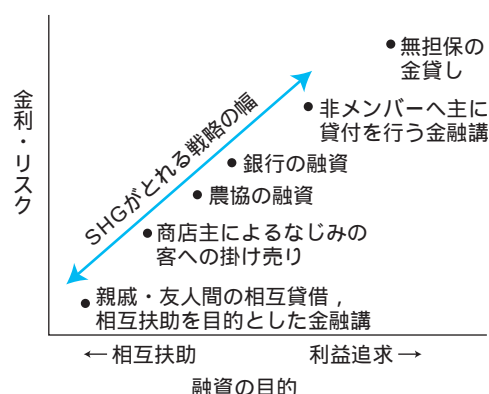
とはいっても、様々な事情で必ずしも定期的に貯金や返済ができない場合があるこ

とはお互い了解済みであり、今月できなかった貯金や返済を翌月にまわすということは、かなり一般的に行われている。近所に住んでいるから相手の事情はよく分かっているのであり、いつ貯金・返済が可能かについては高い共通認識があると考えられる（情報の非対称性が少ない）。収穫期に未納の返済や貯金がきちんと払われることが分かっているれば、多少の遅れは問題とされない。したがって、毎週の分割払いというように返済条件が厳しく硬直的なバングラデシュのグラミン銀行に比べて、インドのSHGはこうした事態にかなり柔軟に対応しているといえそうである。^{（注44）}

また、西ベンガル州S農協傘下のSHGでは、何かの理由で返済がきちんとできない人のために「緊急基金（emergency fund）」を積み立てている。一時的な立替システムだが、利用した人はその後きちんと払っており、問題はないとのことである。このように、SHGは定期的な貯金と借金返済に対する相互監視組織としてだけでなく、多くの場合リスクに対する相互扶助組織としても有効に機能しているようである。

とはいっても、SHGが必ずしも健全な相互監視・相互扶助組織として機能するわけではない。現在、インドの農村部には商品経済の発達に伴って、メンバー以外への金貸しを主な目的とする金融講が多数出現している。これはしばしば年利100%にもなる融資を行って高い収益を生む反面、新たな高利貸しとしてリスクの高い商売となっている。SHGとしても、メンバー内部だけで

第5図 農村金融の種類と特徴



資料 筆者作成

低利で運用するよりも、外部に一般金利で（高利で）貸して利益を増やそうという誘惑が強く働くのである。筆者が訪れたSHGのなかにも、メンバー以外への高利融資を行うものがあった。SHGは「低リスク・相互扶助」型にも、「高リスク・利益追求」型にもなることができる（第5図）。プログラムを実施している農村金融機関やNGOとしてはSHGが後者の戦略を取らないように指導しているし、最初の6か月の観察期間で望ましいSHGを選抜するシステムをとっている^(注45)。しかし、現実にはSHGのなかには「高リスク・利益追求型」になるものもあり、今後SHGプログラムの普及が一層進むにつれて、その危険性は高まる可能性もある^(注46)。

c. 金融機関にとってのSHGプログラムのメリット

SHGメンバーとなる農村住民にSHGプログラムに対する高いニーズがあったとしても、それを提供する金融機関に有効なイ

ンセンティブが働かなければ、SHGプログラムという「金融商品」は普及し得ないはずである。筆者が訪問した4つの農村金融機関では、SHGは「組織するのに手間がかかるが、一度作ったら面倒がない」「返済率が極めて高く、収益性が高い」プログラムであると受け取られていた。

まず、「作るのに手間がかかるが、一度作ったら面倒がない」とは、どういうことだろうか。NGOが「SHG組織促進者」として関与していない場合、金融機関が直接指導してSHGを立ち上げなければならない。SHGプログラムの仕組み、簡単な簿記会計の方法、問題処理の仕方などを、SHGを作ろうという村に出向いて数回（SHGメンバーの教育レベル等により異なるが、2～5回程度）教える。そして半年間SHGのミーティングや貯金がきちんとされているかを観察し（この間に何回かミーティングに出席する）、決められた方法でSHGの活動能力を評価した上で、一定の基準に達していれば預金額と必要に応じた融資を開始する。ここまでの段階は、金融機関の職員にとって従来の業務の枠を超える多少「厄介な」仕事と思われるようである。全員参加を図るため、SHGのミーティングは夜に行われることが多く、金融機関職員も夜に村を訪問しなければならないからである。

しかし、一度SHGが金融取引の相手として動きはじめると、SHGプログラムは金融機関にとってかなりメリットが多い。第1に、5～20人のメンバーからなるSHGに対し、口座や融資手続き一つで済むため、書

第11表 西ベンガル州フーグリー県S農協におけるSHGプログラムの損益計算書

(単位 ルピー)

収 入		支 出	
項 目	金額	項 目	金額
(1) 金利収入 (SHGからの預金をDCCBに再預金) (52.7万ルピー 年利13%)	68,510	(1) 金利支出 (SHGの預金に対して) (52.7万ルピー 年利9%)	47,430
(2) 金利収入(SHGへの貸付) (180万ルピー 年利12%)	216,000	(2) 金利支出 (DCCBから貸出原資の借入) (180万ルピー 年利9.5%)	171,000
		(3) SHG担当者への給与 (月給2,600ルピー)	31,200
		(4) その他の支出 (SHGへノート配布など)	2,500
小計	284,510	小計	252,130
		利益	32,380
総計	284,510	総計	284,510

出典 Ashok Bandhopadhyay, *Poverty Alleviation : Self Help Group : Cooperatives within Cooperatives : 4th Model*, mimeo, undated.

- (注) 1. DCCB(県中央協同組合銀行)は県レベルにおける農協の連合会。
 2. 何年度のデータが示されていないが、筆者のデータと照らし合わせると、1999～2000年度のデータと推定される。
 3. この農協のSHGプログラム担当者は1名、SHG数は201、メンバー数は1,185、返済率は97～100%である(2001年3月末のデータ)。

類作成・返済管理などの手間が大幅に省け、取引費用が著しく圧縮できる。SHGがうまく機能し、返済が確実であると信頼できれば、長期大口の融資をすることができ、金融機関にとってメリットがさらに大きい。^(注47)

第2に、返済率が極めて高く、顧客管理も容易なので、「SHGについては頭を悩ませる必要がない」という安心感がある。同じ貧困者向けの融資であるIRDПの返済率が極めて低く金融機関にとって頭痛の種であるのとは対照的である。^(注48)

第3に、SHGへの貸出額は金融機関への預金額にリンクされているし、SHG活動は貯蓄慣習の形成に役立つので、貯金動員効果が大きいことである。^(注49)

第4に、SHG貸出原資がNABARDから年利6.5%という「低利」で供給されるし返

済率も高いことから、SHGプログラムは金融機関にとって収益を生む商品である。^(注50)このことは、西ベンガル州S農協のSHGプログラムに関する損益計算書からも見て取れる(第11表)。末端の金融機関の利ざやは2.5～3%程度と決して高くはないが、返済率が高いこと、SHGへの組織化で取引費用が圧縮できることなどから、収益が生まれるのである。

そして第5として、SHGプログラムに取り組むことによって不良債権比率が低下するなど金融機関全体の経営状況が改善される効果がある。^(注51)

SHGプログラムが農村金融機関にとってメリットの多いプログラムであることは、それが貧困者のための金融商品という本来の位置付けを超えて、他の階層にまで広げられる傾向があることに表れている。

例えば、筆者が訪れたマハラシュトラ州の1つの村では、明らかに貧困層ではない世帯も含めてほぼ全世帯がSHGに組織されており、金融機関の支店長も、「SHG加入には所得による制限はなく、だれでもSHGに入れる」と言っている。また、西ベンガル州の商業銀行農村支店でも、SHGが盛んなある村ではほとんどの世帯が同様にSHGに参加している。この銀行では、従来個人向けになされていた少額融資はSHG融資に転換したという。SHGメンバーに多数の非貧困者が混入している原因は、SHGプログラムが非貧困層にとってメリットが多いプログラムであると同時に、金融機関にとってもメリットが高いからだと考えられるのである。

(3) SHGプログラムの課題

SHGプログラムは、貧困緩和効果と金融としての健全性という点において、従来のインドのマイクロファイナンスに比べてはるかに大きな成果をあげている。しかし、NABARDの「評価報告書」や筆者の現地調査からは、以下のようないくつかの重要な課題が浮かび上がってきた。

第1に、貧困層のターゲティングの問題である。SHGプログラムの受益者に多くの貧しい人々が含まれていることは事実だが、貧困線を超える所得階層の人が多数含まれているのも事実である。SHGプログラムの実際の貧困緩和効果は、SHGの数、メンバーの数等が示す数値よりも大分割引いて評価されなければならない。ただ、

SHGプログラムは直接的な補助金付き融資ではないし、安全な貯金手段やニーズに応じた融資という普遍的な金融サービスへの農村住民のアクセスを高め金融機関の金融仲介機能を高めるのだから、貧困者が自由に参加できるのなら非貧困者がSHGプログラムに参加することは問題とはならない。むしろ、全層的な農村住民の参加は、貯蓄動員の推進と金融規律の向上といった金融発展の必要条件をもたらす点で極めて望ましい。しかし、非貧困者の参加が貧困者の参加を排除する力学が働いているなら、問題は大きい。すぐ後でみるようにSHGプログラムの貸出原資がNABARDから低利で供給され、この希少資源が大口貯金者(つまり非貧困層)に「乗数効果」によって集中的に再配分される効果があることを考えれば、なおさらである。受益者の資産の上限を厳しく定め、厳しい管理のもとで運営しているグラミン銀行でさえ、最貧困層にサービスを届かせることが困難であることはよく知られている。^(注52)「月10ルピー(28円)程度の貯金なら誰にでもできる」と関係者の多くは言うが、SHGプログラムがどの程度真に貧しい人々に到達できるかは、今後検証されるべき重要な課題であろう。

第2に、インフォーマル組織であるSHGの「逸脱」行為をどう防ぐか、という問題である。「インフォーマル金融=悪」という従来の常識に反して、多くのSHGが一般的には高い自律性と相互扶助機能、そして柔軟性をもった優れた金融仲介組織として機能していることはすでにみたとおりである。

しかし、NABARDあるいはプログラム実施金融機関・NGOの指導と期待に反して、SHGメンバー以外の人々に「超高利」で又貸しを行うようなSHGも現地調査では観察された。筆者はこれを一概に「悪」あるいは「SHGプログラムの失敗」とは考えないが、^(注54)「低リスク相互扶助」型のSHGではなく「高リスク利益追求」型のSHGが増えた場合、全体としてSHGプログラムの高い健全性が維持できなくなる可能性もある。SHGプログラムのさらなる拡大に伴って起こり得るSHGの高リスク指向をどう防^(注55)ぐかが今後の課題となる。

第3に、NABARDが低利の貸付原資供給を行っている資金・金利構造の問題である。NABARDからSHG貸出の原資として金融機関に供給される低利（年利6.5%。公定歩合は96-97年度で平均12%、現在でも7.0%）資金によって、農村金融機関はSHGプログラムから利益を得ている。また農村金融機関もSHGに対して年利12%程度と、消費目的も可能な無担保資金としては破格の低金利で供給でき、これが非貧困者も含めて農村住民が広くSHGプログラムに参加する大きなインセンティブとなっている。これは制度作りの初期段階として一時的には正当化され得るかもしれないが、市場を歪曲する金利構造は長期的にはプログラムの発展を阻害するから、将来は是正されるべきであろう。「NABARDから資金が得られなかったらSHGプログラムをやめるか？」という筆者の問に対して、複数の金融機関は「貯金動員によって得た自己資金

^(注56)を使ってでも続けたい」と答えている。一度軌道に乗れば、SHGプログラムは真に自立した金融プログラムとして持続できると考えられるのである。

第4の課題は、金融機関がSHGプログラムを促進するようなインセンティブを制度化することである。よいNGOの支援がない地域では、銀行や農協などが直接SHGを組織し面倒をみなければならない。SHGの活動が軌道に乗るまでの世話は、金融機関にとって通常の銀行業務の枠を超える。従来のマイクロファイナンスのようにノルマとしてではなく、SHGプログラムに対する金融機関や職員の積極的な取組みに対してインセンティブを与えるような制度を作っていくことが、SHGプログラムを今後さらに^(注57)広げていくために必要であろう。

そして第5の課題は、継続的な金融サービスは貧しい人々が貧困状態から抜け出すための一つの必要条件にすぎず、SHGプログラムの最大の効果を引き出すためには、他の必要条件の改善が必要だということである。それらは、貧困層の所得を増大する農業政策（緑の革命、農業多角化推進、農業所得安定政策等）、地域雇用促進政策、インフラ整備、教育・技術研修の普及、保健衛生の^(注58)改善、市場の育成、等である。NGOや農協はこうしたサービスを複合的に提供する有効な機関であり、NGOの育成あるいはSHGプログラムにおける農協の取組みに対する支援は今後も力を入れるべきであろう。

4．おわりに

——SHGプログラムの成功の意味——

(1) SHGプログラムが貧困緩和政策と農村金融理論に対して持つ意味

インドのSHGプログラムは始まってまだ日も浅く、研究も十分に進んでいないため、確かな評価を下すには時期早尚かもしれない。しかし、これまで検討してきた限りでは、まだ改善すべき余地はあるものの、SHGプログラムは大きな成果をあげていると考えてよいだろう。その含意の一つは、極端な貧しさのなかにおかれてきた3～4億ともいうインドの貧困層の生活と農村経済全般がこのプログラムの成功によって大きく変わる可能性が出てきたことである。

第2の含意は、適切なインセンティブ構造をもつ金融商品を開発すれば、フォーマル金融機関は補助金やグラミン銀行のような強力な管理組織なしに貧困層に到達することができ、金融としての健全性を維持しながら貧困者に有効に活用され得るということである。貯蓄動員の成功とインフォーマル組織の活用による金融機関の取引費用の圧縮そして柔軟性という点で、インドのSHGプログラムはグラミン銀行にまさるマイクロファイナンスの新しいモデルと考えてよいのではないか。

第3の含意は、農村金融論への貢献である。SHGプログラムの成功は、「貧困緩和のためには低利あるいは補助金付き融資が必

要だ」「貧困者は貯蓄能力がない」「インフォーマル金融＝悪」「貧困層へのマイクロファイナンスは高いコストがかかる」という従来の金融論の「常識」を大きく修正した。また市場メカニズムの有効性と、貧困者の多くが機会（適切な金融サービスへのアクセス）さえ与えられればそれを活用し自らの生活を改善できる能力と合理性を持っていることを示した。また、適切にデザインされたプログラムの下では、外部（政府）資金の農村注入も借り手のモラルハザードを引き起こさず、貧困緩和を加速する効果を持ち得ることを示した。しかし、市場にすべてをまかせれば貧困者が自由に利用できる効率的な金融市場が自動的に立ちあがっていくと期待できないことも明らかになった。市場の力（関係者の主体性）を生かしながら、貧困緩和効果の高い、しかも持続力がある金融市場を農村部に作っていくために、仕組み（制度）づくりと研修などを通じた能力向上・意識改革、そして資金供給において政府や金融機関、そしてNGOなどに期待される役割は大きいのである。

(2) インドのSHGプログラムの「成功」

が日本農業・系統金融に与える影響
最後に、読者にはやや唐突に思えるかもしれないが、インドのSHGプログラムの成功が日本農業および系統信用事業に与える影響について簡単にまとめ、本稿を閉じたい。

まず、SHGプログラムの成功によって、インドの膨大な数の貧困層が貧困状態から

脱出する可能性がひとつ高まったことの意味は何であろうか。貧困の緩和は、穀物の直接消費に依存した現在のインドの食料消費構造を大きく変える可能性をもっている。インドでも所得の増大に伴って動物性タンパク質の消費が増え、それによって家畜の飼料用穀物の需要が劇的に増大する可能性がある^(注59)。SHGの融資が多く畜産振興に使われている現状は、農村の生産面においても大きな構造変化が起きていることを物語っている。近い将来に世界一の人口大国になると予測されているインドが穀物大輸入国として世界市場に現れた時、世界の穀物貿易構造は大きく変わるであろう。穀物はいくらでも海外から買うことができるという現在の日本の立場も大きく変化するに違いない。

次に、SHGプログラムの成功が系統信用事業に対して持つ意味は何だろうか。

今のところ、先進国から途上国の農村貧困層への資金供給は、世銀などの国際援助機関や国連、そしてODAによる譲許的な融資によって主に担われている。その背景には「貧しい人々は低利融資でないと受け入れられない」「貧しい人々への融資は高いコストがかかって当然」、あるいは「貧困者への融資は高いリスクが伴う」といった「常識」があるといえよう。

しかし、インドのSHGプログラムの成功は、貧困層に対する金融のこうした「常識」を大きく変える可能性がある。途上国の農村貧困層への融資も、やり方次第では商業ベースで利益を生むビジネスとなり得る。

インドで作られた農産物(例えばカレー粉の原料)がすでに日本の農村で日常の食品となっているように、日本の農家が農協に預けた貯金がインドの農村で薬や牛を買うために使われる、そんなグローバルな金融市場の将来像が、SHGプログラムの成功によってほのかにみえてきたのである。

(注)

- (1) 国連開発計画(UNDP)『人間開発報告書1997 貧困と人間開発』国際協力出版会、1997年、34頁。
- (2) 例えば、国際援助機関である世界銀行は1998年にその使命の中心として貧困緩和を据えるように方針を転換した。
- (3) 従来の貧困者向け金融では貸付(クレジット)が重視されていたため「マイクロクレジット(小規模貸付)」という用語が一般的であったが、最近は貯蓄等も重視した「マイクロファイナンス(小規模金融)」という用語が一般的に使われている。本稿でも、基本的にマイクロファイナンスという用語を使う。
- (4) インドの貧困者は所得が貧困線に満たない人々をさす。インドでは一般に貧困線とは、必要な食料(たとえば農村部の成年男子なら1日2,400kcal)を確保できる所得と定義される。現在では、91-92年度価格で、1世帯あたり11,000ルピーとされる(1ルピーは2001年6月現在で約2.8円)。
- (5) NABARD(全国農業農村開発銀行)本店のマイクロファイナンス担当者からのヒアリングによる。
- (6) インドのSHGプログラムについて本格的に紹介した邦文の文献等は筆者が知る限り見当たらない。マイクロファイナンスをめぐる議論と各国の取組事例について概説している『マイクロファイナンス読本』(岡本真理子・栗野晴子・吉田秀美編、明石書店、1999年)でも、インドの主要なマイクロファイナンスとしてIRDPIを紹介しているが、SHGプログラムについてはほとんど説明がない。ただ、SHGをつうじてマイクロファイナンスを行っているインドのNGOについては研究が進んでいる。例えば、栗野晴子「インドSEWA協同組合銀行にみる低所得層向け小口金融：地域の金融仲介機関として」『国際開発研究』第7巻第1号、1998年、91～107頁、斎藤千宏編著『NGO大国インド』明石書店、1997年がある。
- (7) 貧困者のSHG(自助グループ)を仲介した金融プログラムは、バングラデシュのグラミン銀行やタイのBAACをはじめ、現在では多くの国で導入されている。
- (8) SFDA, MFAL, IRDPIについては、以下の論文が詳し

い。近藤則夫「インドにおける総合農村開発事業の展開(1),(2)」『アジア経済』第49巻第6,7号,1998年6,7月。

- (9) NABARD, *Task Force on Supportive Policy and Regulatory Framework for microFinance : Report*, 1999, p.12 (このレポートは、インターネットでもみることができる。http://www.nabard.org/whats/whats.htm)
- (10) V. Puhazhendhi, B. Jayaraman, "Rural Credit Delivery : Performance and Challenges before Banks", *Economic and Political Weekly*, Vol. 34, No. 3,4, 1999, pp. 175-82. このデータの原典は、以下の文献である。Government of India, *Concurrent Evaluation of Integrated Rural Development Programme (IRDP)- A Report*, New Delhi, 1996.
- (11) Ibid., p.41. なお、インドでは返済率とは一般に、年度内の返済要求額に対する返済額の割合として示される。
- (12) IRDPの成果がこのような低かった理由として次のような要因があげられる。

農村インフラの未整備などによって、貧困層の新たな事業が持続的な所得増加を生まなかった場合が多い。

多額の補助金が受益者に支払われたことから受益世帯の選定に絡んで賄賂の横行など腐敗が生まれた。また、受益者の目的も多額の補助金を得ることに向けられ、効率的な投資への意欲がそがれた。

受益者の返済減免政策が各地でとられてIRDPが政治化し、借りたものは返すという金融規律が失われた。

一度限りの融資であったため運転資金の需要に応えられなかった。

融資の使途が厳しく規制されたため、資金利用にあたり利用者の主体性を引き出せなかった。

実施金融機関に対して融資件数や融資額がノルマとして課せられたため、審査やモニタリングなどがおろそかになった。

以上、各種資料と現地調査でのヒアリングによる。

- (13) IRDPの受益者数は1987-88年度に425万世帯だったが、その後減少を続け、97-98年度は170万世帯であった。V. Puhazhendhi, B. Jayaraman op cit, p.179, Table5. また、NABARDの全資金供給量に占める割合は、92-93年度で27.5% (IRDP) あったが、1999-2000年度は11%にまで低下している (SGSY)。ただ、1999-2000年度にNABARDからSGSYに供給された貸出原資は59億ルピーで、この時点ではまだ13.6億ルピーのSHGプログラムよりも大分多い。しかし、2000-01年度のSHGプログラムへの原資供給量は29億ルピーと急増しており、近年中にSHGプログラムはIRDP (SGSY) を資金量においても超える予想される。

以上、NABARD, *Annual Report*, various issues. NABARD本店でのヒアリングによる。

- (14) SHGは男女別に組織され、現在85%が女性グループである。NABARD, *Annual Report 1999-2000*, Chapter 6. (http://www.nabard.org/roles/annr2000/chap6.htm)

- (15) 回転型貯蓄信用講 (ROSCA) の一般的性格と日本の講 (頼母子講、無尽) については、泉田洋一「農村金融の発展と回転型貯蓄信用講 (ROSCAs)」『宇都宮大学農学部学術報告』第15巻第1号, 1992年, 1~18頁を参照。
- (16) このようにNGOが何らかの形で関与しているSHGが全体の86%を占める状況となっているのには、いくつかの理由が考えられる。

第1に、インドはNGOの活動が盛んで、SEWA (自営女性労働者協会) やWWF (勤労女性フォーラム) など貧困女性を対象として社会経済開発を行うNGOが農村部を含め多数存在することである。貧困女性の組織化にかかわるNGOを活用することは、彼女達に金融サービスを提供する金融機関にとっても都合がよい。

第2に、インドのSHGプログラムは、これらのNGO活動の経験を原型として作られ試験段階からNGOとの連携があったという経緯がある。この経緯については、NABARD, *Task Force on Supportive Policy ...*, pp.14-5, を参照。

第3に、技術研修や初等教育、保健衛生といった活動を従来重視してきたNGOも近年マイクロファイナンスの重要性に気づき、SHGプログラムを活動の重要なコンポーネントとして積極的に活用するようになってきたことである。第3の点については、筆者の全インド女性会議 (All India Women's Conference) でのヒアリングによる。また、インドのNGO大国ぶりについては、斎藤千宏編著、前掲書を参照。この本によると、インドで社会活動を行う団体は100万を超えるという推定もあるという。うち、SHGプログラムに現在かかわっているのは、718のNGOである (NABARD, *Annual Report 1999-2000* .)。

- (17) 煩雑な表現を防ぐために、以下、単に「金融機関」とする。
- (18) 金融機関からSHGやNGOに融資される際の金利、NGOからSHGへの金利は99年6月から自由化された。しかし、現場ではそれ以前と比べ大きな変化はないようである。
- (19) NABARDの資料によれば、SIDBIは1990年に設立され、1994年からマイクロクレジットスキーム (MCS) を始めた。NGOに融資を行い、そのNGOがSHGをつうじて小工業 (絹織物、畜産、養魚、既製服製造、等) の中期 (12~24か月) 融資を行う。1999年3月末までにSIDBIは2.9億ルピーの貸付原資をNGOに供給することを認可したが、実際に貸出原資として供給された額は7,450万ルピーである。返済率は92%。全国女性協会 (RMK) は1993年に主に未組織女性を支援するために政府がつくった協会で、全国のNGOに資金 (貸出原資および活動補助金) を供給している。1999年2月末までに、RMKが

NGOに融資した額は4.5億ルピーだが個人向け融資も含まれており、最終的にSHGにどれだけ融資されたかは不明である。なお、RMK融資の返済率は95%という。

一方、1999年3月末までにNABARDがSHGのために実際に供給した累積貸出原資は5.7億ルピー、2001年3月末には48億ルピーに達しており、SIDBIやRMKに比べてはるかに規模が大きい。NABARD, *Task Force on Supportive Policy* ..., pp. 28-30. NABARD, *Annual Report 1999-2000*. (Chapter 6), およびNABARDでのヒアリングによる。

(20) NABARDや実施金融機関でのヒアリングによれば、非メンバーへの貸出を行わないように指導しているが、現地調査の結果が示すように、非メンバーに貸し出すSHGが実際は少なくない。

(21) グラミン銀行については邦文でも多くの文献があるが、全体像を得るためには、以下の文献が参考になる。藤田幸一「バングラデシュにおける土地なし貧困層への金融 - グラミン銀行をめぐる - 」『アジア経済』第31巻第6・7号、1990年、143～160頁。『「南」からの国際協力 - バングラデシュ グラミン銀行の挑戦』岩波ブックレット、No.424、1997年。

(22) 金融機関やNGOでのヒアリングによると女性の方が男性よりもまじめで、すこし強く返済を迫れば借りた金を返すことが多いという。

(23) 藤田幸一、前掲論文を参照。ただし、近年グラミン銀行は貯蓄動員の成功および経営の多角化によって、外部の低利資金への依存度を低下させている。

(24) その主張の概略については、以下の論文を参照。

Dale W. Adams and Douglas H. Graham, "A Critique of Traditional Agricultural Credit Projects and Policies", *Journal of Development Economics* Vol. 8, No.3, 1981, pp. 347-66. インフォーマル金融については、以下の著書を参照。

Dale W. Adams and Delbert A. Fitchett (eds.), *Informal Finance in Low-Income Countries*, Westview Press, 1992.などを参照。

(25) Karla Hoff and Joseph Stiglitz, "Imperfect Information and Rural Credit Markets - Puzzles and Policy Perspectives-", in Karla Hoff, Avishay Braverman and Joseph E. Stiglitz (eds.), *The Economics of Rural Organization*, Oxford University Press, 1993, pp.1-30. Joseph Stiglitz, "Peer Monitoring and Credit Markets", *Ibid.*, pp.70-86. Joseph E. Stiglitz, "The Role of the State in Financial Markets", in *Proceedings of the World Bank Annual Conference on Development Economics 1993*, World Bank. 1994, pp.19-52.などを参照。

(26) V. Puhazhendhi, K. J. S. Satyasai, *Microfinance for Rural People : An Impact Evaluation* NABARD, 2000.(この要約については、イ

ンターネットでもみられる。<http://www.nabard.org/whats/whats.htm>) この「評価報告書」は、11の州、220のSHGから560人のメンバーを標本として選び、SHG加入前と加入後と比較することで、SHGプログラムが加入世帯に与えた影響を評価したものである。

(27) 2001年3月末のデータについては、NABARD本店でのヒアリングによる。なお、これ以外にも金融機関からまだ融資を受けていないSHGが多数存在する。

(28) V. Puhazhendhi, K. J. S. Satyasai, op.cit., p.25, Table 5.3. ちなみに、グラミン銀行のサービスを受けられるメンバーの農地所有上限は0.2haに過ぎない。

(29) *Ibid.*, p.45, Table 6.3.5.

560の標本世帯中、SHG加入以前に既に貧困線以上の所得水準であった世帯は326世帯(58%)にのぼる。貧困線以上の世帯の平均所得は27,731ルピーで、貧困線を14,001ルピー、すなわち102%上回る水準であった。

(30) *Ibid.*, p. 33.

(31) SHGへの加入によって融資へのアクセスが改善されたことは、SHG加入前、560世帯の総借入件数が合計375であったのが、加入後には900に増加したこと、つまり1世帯当たりの借入件数が平均0.67から1.61へと大きく増加したことにも表れている。*Ibid.*, p. 35.

(32) ただし、この間の借入件数、借入総額がそれぞれ2.4倍、2.0倍増加していることを考えると、消費目的借入の頻度および額自体は変わっていないことになる。

(33) V. Puhazhendhi, K. J. S. Satyasai, op.cit., p.32.

(34) *Ibid.*, p. 45.

(35) *Ibid.*, pp. 51-57.

(36) *Ibid.*, p. 58.

(37) *Ibid.*, p. 38.

(38) 一部昨年9月に行った調査のデータを利用したところもある。

(39) 貧困者の金融ニーズとマイクロファイナンスの役割については以下の文献が参考になる。

Stuart Rutherford, *The Poor and Their Money*, Oxford University Press, 2000. 黒崎卓「貧困とリスク - ミクロ経済学的視点 - 」(絵所秀紀・山崎幸治編『開発と貧困 - 貧困の経済分析に向けて - 』アジア経済研究所、1998年、161-202頁)。岡本真理子・粟野晴子・吉田秀美編、前掲書。インドの農村住人がSHGプログラムのマイクロファイナンスサービスをいかに必要としているかは、調査地に共通した以下の事情からもうかがえる。

一度作られたSHGで壊れたものの率が非常に低い。結婚して村から出ていった女性などを除いてSHGからの脱退者が少ない。近くのSHGの活動を見ていて自主的にSHGを作る主体的な動きがある。以上は、各金融機関およびSHGからのヒアリングによる。

(40) 土地の利用権を担保としたお金の貸借(「ボンドク」と呼ばれる)で、表面上利子は付かないが農地の利用権

が信用提供者に移る。借りた額を返済すれば自動的に農地利用権は元の所有者に戻る。

- (41) SHGによっては厳密にメンバー間の平等主義をとっているところがある(筆者の調査ではマハラシュトラ州の商業銀行と西ベンガル州S農協)。これは一つには計算を容易にし、内輪もめを防ぐためである。しかし、こうしたSHGでも、よほどの理由があればあるメンバーが優先的に融資を得られることもある。
- (42) マハラシュトラ州のあるSHGでは、月一度のミーティングに参加できない人は5ルピーの罰金を払わされる。そのため、皆が参加するという。
- (43) わずかな額であっても貯金を定期的にするのが非常に困難であることは、多くの人が言うところである。SHGに参加するまでは貯蓄がまったくなかったというひとが非常に多いことはそれを示している。SHGに参加してからは、収入が無いときは食費を削ってまで貯金するようになったという人もいる(西ベンガル州G農協傘下のSHGでのヒアリングによる)。
- (44) インドではバングラデシュのグラミン銀行のことはよく知られている。NABARDの職員やSHGプログラムを実行している農村金融機関でSHGプログラムの特徴を尋ねると、多くの人は「グラミン銀行に比べ、SHGは柔軟性が高い」と答える。
- (45) 金融機関はSHGがメンバー以外の人にお金を貸さないように指導している。メンバー外へ貸すと資金回収が困難になり、リスクが高まるからである。金利を低く設定するように指導しているのも、相互扶助機能を維持するためであろう。
- (46) すぐ後でみるように、最初の6か月間金融機関はSHGを監視し、SHG融資を始める前にランクづけることで悪いSHGを排除しようとしている。
- (47) 西ベンガル州の商業銀行農村支店では、5~10年という長期の融資をSHGに対して行っている。一方、SHGからメンバーに対する融資は1年以内である。金融機関は多数の借入者が一つのSHGに組織されることで一人当たりの取引費用が削減できるだけでなく、この期間転換によっても融資1件当たりの取引費用が削減できる。
- (48) 西ベンガル州の商業銀行農村支店では、IRDPの返済率は30%以下であった。一方、SHG融資の返済率は100%である。IRDP融資をやめた今、不良債権(NPA)比率は、かつての25%から9.5%に大幅に低下した。
- (49) 西ベンガル州の商業銀行農村支店でのヒアリングによる。
- (50) NABARDのカルカッタ支店でのヒアリングによる。ただ、NABARD資金の低利性がどの程度金融機関に魅力があるかは、必ずしも明確ではない。なぜなら、NABARD本店から末端の金融機関(たとえば単位農協)に届く時にそれは年利9~10%になっており、自ら貯蓄動員によって調達する資金のコスト(普通預金なら4~6%, 定期預金なら7~13%程度。G農協の場合、筆者の試算によると総合して10%程度。)とあまり変わら

ないからである。

NABARD資金の魅力は、金利よりも量である可能性がある(農村金融機関は流動性(安全性)確保のために高い準備率が課せられ、高い比率で上位機関への再預金や国債の購入などが義務づけられている。貯蓄動員に成功しても上に吸い上げられてしまい、農村での貸出資金が不足している可能性がある)。もしそうなら、準備率を減らすことによって、NABARD資金に依存しなくてもSHGプログラムが持続できる可能性もある。ただ、準備率の減少には金融機関の健全化が前提条件となろう。

- (51) 西ベンガル州の商業銀行農村支店でのヒアリングによると、SHGメンバーがもたらす情報により、他の貸出についてもモラルが高く返済が確実な借り手を選別できるという副次的効果がある。
- (52) 以下の文献では、グラミン銀行の借り手が貧困層のなかでも相対的に安定した収入がある人々に集中してしまい、最貧困層にまでは十分届いていないと報告されている。伊東早苗「グラミン銀行と貧困緩和」(岡本真理子・栗野晴子・吉田秀美編、前掲書所収)。中村まり「バングラデシュにおけるマイクロクレジット政策の理念と現実」『アジア経済』第40巻第9・10号、1999年9・10月、134-64頁。
- (53) NABARD, *Task Force on Supportive Policy...*, p.13. では、今までの貧困者向け金融プログラムは、貧困者は貯蓄能力を持たない、貧困者は補助金付き融資によってのみ発展できる、インフォーマル金融の金利は搾取的である、という仮定の上に行われてきたと整理している。
- (54) こうしたインフォーマル金融でなければ融資が行えない場合があるのもまた事実である。規制によって高金利や非メンバーへの貸出を禁止するよりも、むしろこうした利益追求型SHGが増え市場メカニズムによって金利が低下するほうが社会的利益は大きい。ただ、不完全な市場のなかでは金利の自由化が金融市場を狭めてしまう可能性もあり、規制が望ましいか自由化が望ましいかは一概にはいえないのである。貸し手と借り手の間に情報の非対称性がある場合、市場原理がかえって高金利を招き金融市場を縮小してしまう可能性については、以下の論文を参照。Joseph E. Stiglitz and Andrew Weiss, "Credit Rationing in Markets with Imperfect Information", *The American Economic Review*, Vol.71, No.3, 1981, pp.393-410.
- (55) インド協同組合全国中央会(NCUI)の元専務のB. D. Sharma氏(現在は国際協同組合同盟アジア太平洋事務所)からのヒアリングによると、SHGを政府登録によって政府の規制の下におこうという動きがあるとのことである。実際、すでにアンドラプラデシュ州では、SHGが集まって連合組織をつくり、協同組合に転換したものもあるという(NABARD, *Task Force on Supportive Policy...*, pp.24-5.)。

一方で、SHGは政府の規制を受けないインフォーマル

組織のままでよい、という考えもある(元NABARD職員で、現在NGOでマイクロファイナンスのコンサルタントをしているA.N. Singhal氏の話)。

- (56) 西ベンガル州のS農協および商業銀行農村支店でのヒアリングによる。また、G農協ではSHGプログラムに対して上位機関から資金供給を受けず、自前の資金で対応している。そのため、SHGへの金利は年利18%と通常(12%)より高いが、インフォーマル金融よりはるかに低い(金融講は平均60%)。
- (57) NABARDカルカッタ支店の副支店長(Deputy General Manager) A. K. Mukhopadhyay氏の話では、SHGの最大の課題は、従来の金融業務の枠を超えるSHGプログラムの専門家がまだ育成できていないことだという。インドの商業銀行では、依然として農村支店への異動は「懲罰的異動」と取られており、SHGプログラムに対する行員のやる気を引き出せないという。NGOへの期待に限界がある以上(「NGOの役割は単に金融機関の補完に過ぎない」という)、銀行職員ヘインセンティブを付与するシステムを作らなければSHGプログラムの成功は難しい、というのである。
- (58) 貧困緩和におけるマイクロファイナンスの限界と、インフラや他の条件(保健衛生、技術トレーニングなど)の重要性については、中村まり、前掲論文、藤田幸一「農村開発におけるマイクロ・クレジットと小規模インフラ整備」(佐藤寛編『開発援助とバングラデシュ』アジア経済研究所、1998年)等を参照。
- (59) 経済発展に伴いインドの穀物需要が大きく増大する可能性については、拙稿「インドは穀物自給を維持できるか」『農林金融』1999年2月号を参照。

参考文献

- ・ 泉田洋一、万木孝雄「アジアの農村金融と農村金融市場理論の検討」『アジア経済』Vol.31, No.6・7, 1990年6・7月, 6-21頁。
- ・ 泉田洋一「取引費用概念と農業金融」『農業経済研究』第67巻第3号, 1995年, 151-8頁。
- ・ 荏開津典生「アジア諸国の農村金融市場」『金融構造研究』No.10, 1988年6月, 33-39頁。
- ・ 岡本真理子「農村小規模信用貸付市場におけるセミ

フォーマル金融機関の意義と可能性」『開発援助研究』, Vol.2, No.4, 1995, 100-123頁。

- ・ 河合明宣編『発展途上国の開発戦略——南アジアの課題と展望——』放送大学教育振興会, 1999年。
- ・ 豊田秀夫『バングラデシュ農村における貯蓄信用講』富士ゼロックス小林節太郎記念基金, 1999年。
- ・ 林薫「『成長を共有するための基盤』と小規模金融」『開発援助研究』, Vol.2, No.4, 1995, 91-99頁。
- ・ 藤田幸一「バングラデシュ農村非制度金融の新動向」『農業総合研究』第49巻第3号, 1995年7月, 1-57頁。
- ・ 万木孝雄「日本における農村信用組合の形成過程」『アジア経済』Vol.37, No.3, 1996年3月, 31-53頁。
- ・ 拙稿「インドの農村金融改革」『農林金融』1998年8月号, 25-61頁。
- ・ 拙稿「1990年代におけるインド短期信用農協の改革」『協同組合研究』第20巻第2号, 2000年12月, 59-72頁。
- ・ Dale W Adams, "Transaction Costs in Decentralized Rural Financial Markets", in Dina Umali-Deininger and Charles Maquire (eds.), *Agriculture in Liberalizing Economies: Changing Roles for Governments*, The World Bank, 1995, 249-265.
- ・ Clifford Geertz, "The Rotating Credit Association: A "Middle Rung" in Development", *Economic Development and Cultural Change*, Vol.10, No.3, 1962, pp.241-63.
- ・ Ashok Bandyopadhyay, *Poverty Alleviation: Self Help Group: Cooperatives within Cooperatives: 4th Model*, mimeo, undated.
- ・ Tushaar Shah and Michael Johnson, *Informal Institutions of Financial Intermediation*, Institute of Rural Management Anand (IRMA), Working Paper 28, 1992.

(須田敏彦・すだとしひこ)

自立のための金融システム

—— ネパール農村における協同組合作りの試み ——

〔要 旨〕

1. ネパールにおいては、協同組合の導入が40年前から試みられてきたにもかかわらず、それに対する政策が変遷し、組合の確立に失敗してきた歴史がある。その結果、組合は政府機関であり、ローンはギフトとの意識が広くつくられていた。よって、経営破綻に陥っているところも多い。
2. 1990年代になって、ネパールの山間農村で数百名の組合員を擁する組合が「小農協同組合(SFCL)」という統一的な名称で次々と出現しており、2000年には80組合を越えた。これらの組合は小農開発プログラム(SFDP)の借り手グループを組織して設立されたものであり、それまでのSFDPの業務と村落事務所などの資産とともに移転された。政府や外国援助機関が、その移転＝組合設立プロセスを時間をかけてサポートしている。
3. そのような組織的变化は、SFDP時代の参加者より多い自主的な参加者を生み出し、一人当たりの貯蓄も増加した。しかし最大の変化は経営に責任感のある指導層が確立したことであり、組合運営のあり方が変わったことである。これらが、フィールド調査から観察された。
4. 従って、所有権の確立とそれに付随する各アクターの関与のあり方は、協同組合の確立という点で重要である。それが可能となったのは、政府による組合への規制緩和と自主性の尊重への転換である。この点から、過去の組合の破綻の説明も試みた。
また、組合の設立において、所有権だけではなく、組織運営や日常業務の指導に力が入れているが、これは組合の安定には重要な役割を果たすと思われる。
5. しかし、組合の存立には、識字力の高い組合員や有能なスタッフが地元から調達できること、また野菜生産などの回収の早い事業の普及による現金所得の割合の増加といった要素も役立っていることに留意すべきである。
6. 今後、このような制度開発やマネージメントの支援などの分野が途上国支援では一層重要になり、この分野の研究を深めていく必要がある。

目 次

はじめに

1. ネパールにおける協同組合史と小農協同組合育成プログラムの背景
2. 小農協同組合とその支援プログラムの概要
 - (1) 組合の構造
 - (2) 組合員の資格
 - (3) 転換のための条件
 - (4) 転換のためのタイムスケジュール

(5) 組合設立後の支援

3. 転換計画の到達点と生み出された変化
 - (1) 小農協同組合化の現状
 - (2) 組合設立後の変化
 - (3) 組合員の所得および所得源
 - (4) 経営実態
4. 教訓化すべき事柄

はじめに

現在、ネパールにおいては信用組合が数多く自主的に設立されており、活発に活動を行っている。しかし、その多くは都市部や近郊農村に存在しており、経済的環境としては立ち後れている丘陵部の農村では、自主的な組合の発展は極めて少ない。小農協同組合(Small Farmers Cooperative Limited, 以下「SFCL」という)は、そのような農村地域での組合作り支援プログラムで生まれた組合である。この組合は必ずしも事業を特定しているわけではないが、事業の出発点であり中心となっているのは、小規模の貯蓄および信用貸付、すなわちマイクロファイナンスである。各組合は300名から1,000名ほどの組合員をかかえており、その多くが零細農家である。その規模から、今後多くの組合が限定的銀行業務ライセンスを持つようになると考えられ、マイクロファイナンスのための金融インフラ開発の事例として注目される。また、村内世帯の

50%以上の組織率であることから、今後の農村開発の担い手としても期待される。

近年、低所得層に貯蓄や融資へのアクセスを保証するマイクロファイナンスの役割が再認識され、その持続的な制度開発の一つのモデルとして、地域社会に根付いた信用組合が注目されるようになった。^(注2)これには、散在する農村への金融サービスのデリバリーコストが極めて高くつくという現実や既存の共同体における価値の再認識が背後にある。

しかし、発展途上国においては、アジアであれアフリカであれ、協同組合が農村開発の組織モデルとして導入されながら、形骸化したり破綻しているケースが少なくない。^(注3)ネパールにおいても、かつて同じことが発生した。では、現在進められている協同組合作りは、果たして過去の失敗を乗り越えるものとなっているのか。また、成功しているとすれば、何がそれを可能にしたのか。その持続性はどうか。そのような問題意識から、筆者は2000年1月にダーディン郡(Dahding District)において現地調

(注4)
査を行った。ここでは、まず、この政策の背景、および組合自立支援プログラムの内容と実施プロセス、その取り組みの到達点を紹介したうえで、調査結果に踏まえながらこうした問題について検討してみたい。

(注1) ネパールでは信用組合を一般の協同組合と区別する法律はないが、組合員以外からの預金を広く扱うには、「限定的銀行業務ライセンス」を中央銀行から取得することが必要となる。

(注2) スリランカのSANASAやアフリカ・マリの農村信用組合などが知られている。Hartmut eds. [1997] 参照。

(注3) アジアの例については滝川・斎藤 [1973]、アフリカについては佐藤誠 [1989] 参照。

(注4) 9つの小農協同組合を訪問して組合幹部のインタビューを行い、さらに4組合から122のサンプル調査を行った。本論文の基となった2001年現地調査はFASIDの支援を受けて実現した。ここに謝意を表したい。

1. ネパールにおける協同組合史と 小農協同組合育成プログラムの背景

小農協同組合は、小農開発プログラム (Small Farmers Development Program : 以下「SFDP」という) の借り手グループを再編して設立されている。なぜ今そのような試みが行われているのか。まず、その歴史的背景を見ておこう。

貧しい農業国であったネパールで近代化が始まったのは、わずか50年前であるが、それ以来、貧困世帯の多くが存在する農村の開発は、重要な課題であった。^(注5) その手段として協同組合が1953年に初めて導入されたのを皮切りに、1959年の協同組合法の制定、組合向け融資のための協同組合銀行設立などの環境整備が進められ、本格的な導

入が図られた。

しかし1960年代後半には、その多くが資金の使途不明などで機能停止状態となっていたことが明らかとなった。そこで、政府は、協同組合銀行から転じた農業開発銀行に、それらの組合の運営、監督を行うように指示し、100を超える組合に職員が派遣されることになった。1976年には、その10年前に土地改革プログラムの下で強制的に徴収された貯蓄を出資金として、組合員に主権のある組合への転換が行われたが、1979年には再び政府と農業開発銀行の管轄指導の下に戻された。1990年を前後して相次いで提出された諮問機関の報告書によれば、このような政策下で様々な問題が発生した。^(注6) 組合役員を、組合省の地方事務所役人が指名したり、事務所スタッフは銀行が採用を決めたりと、「指導」の名の下に日常的な介入が行われた。自ら進んで出資した設立中心者らが撤退し、その後の組合役員は組合運営に関心のない地元政治家であったり、総会も開かれないというケースがしばしば見られたという。また、組合役員による不正融資や職員による流用も頻繁に発生し、組合員の組合離れと返済率の悪化、資金の枯渇、機能不全が相互に原因となり結果となって進行したのである。そして、こうした変転する政策過程を通じて、組合内外の農民の間に、組合は政府のものであり、ローンはギフトであるとの意識がつくられたといわれている。

SFDPは、協同組合が末端農家に資金を提供する手段としては機能していないとい

う事実が顕著となる中で1975年に導入された。その基本的課題は、ネパールに多い零細農家に現金所得をもたらすような換金作物や畜産を導入し、あるいは事業の多角化を促進すべく、技術支援と融資を行うことであった。その際、それまでの政府による農業融資が土地資産を担保条件としていたことと、都市部にある銀行から距離があることが零細農家の借入を阻んでいるとの認識から、グループ連帯保証制度による無担保融資および集落内に開かれた事務所での業務という2点が導入された。融資額も従来の農業融資より小口での借入が可能となった。

国際農業開発基金の多額の資金協力を背景に、農業開発銀行を実施主体として取り組まれたこのプログラムは、穀倉地帯の平野部やカトマンズ盆地周辺から急速にその実施地域を拡大していった。1990年までに75郡すべてに計415事務所が設置され、14,700グループ、約116,000メンバーが参加した。ところが、コミュニティの紐帯が相対的に高い山間部や丘陵部はともかく、平野部では早くも80年代後半には返済率が40%にまで悪化し、結局実質的には土地担保での融資に戻っていた。

この理由としては、グループ連帯責任制がとられながら、グループ数や融資額の目標値の消化に職員が追われて、グループ育成が粗製乱造になってしまったことや、返済実績が悪いのに追加融資をしてしまうといった対応があった^(注7)。とはいえ、このままではプログラムの存在意義も問われ、また

実績の悪さから新たなドナーが確保できるかどうか危ぶまれる状態となりつつあった。貸付の資金は国際農業開発基金などから数%の低利で調達されるものの、貸付1単位の費用は、事務所運営費や不良債権を含めて37%に上り、農業開発銀行にとって、SFDPは少なからぬ負担となることが懸念されていた^(注8)。

他方、1990年の民主化後、それまでの法や制度を見直す一連の作業が行われた。協同組合法もその対象となり、規制緩和と所有権や自主を重んじた新しい組合法(Cooperative Society Act, 1992)が制定され、組合省への登録や年次決算の報告が義務づけられるだけとなり、全体として組合設立が容易になった。このような政府の組合政策の転換を背景に、都市部を中心に全国的な信用組合ブームが生まれており、そうした国内の動向も反映して、SFDP受益者グループの組合への転換に拍車がかかっている。

(注5) ネパールは人口約2,200万人で、一人当たりGNPは200ドル(購買力平価では1,100ドル)、成人識字率は39.6%(1991年国勢調査)である。また、通貨はルピーであり、2000年初頭には1ルピー約1.6円であった。

(注6) 例えばNational Cooperative Federation Advisory Committee [1991]

(注7) これについては岡本[1997]参照のこと。

(注8) 融資デリバリーコストについては、Nepal Rastra Bank [1994] p.260.

2. 小農協同組合とその支援 プログラムの概要

SFDPの借り手グループを協同組合へと再編していく計画自体は、農家主体の持続

的な組織が必要であるとの認識から生まれ
ており、パイロットプロジェクトは1987年
よりドイツの開発協力機関(GTZ)と農業開
発銀行の協同作業として、ダーディング郡
の4つのSFDP事務所から始められた。

この計画が目指しているのは、現在の借
り手グループのメンバーを所有者とする組
合法人「小農協同組合」の確立であり、そ
の組合の自立的運営である。しかし、これ
まで農業開発銀行の職員が融資業務を行っ
てきており、公式統計上では識字率も低
く、もっぱら貧困対策プログラムの受益者
としてのみ事務所とかかわってきたにすぎ
ない零細農家たちにとって、組合の設立や
運営は容易ではないと想定される。そもそ
もネパールにおいては、先にも見たよう
に、度重なる政府の介入と腐敗のために、
「協同組合」という形式自体が極めて不人気
であった。また、肥料や種苗あるいは融資
の政府配給および助成金の受け皿としての
み利用され、多額の債務を抱えて行き詰
まっているところが少なくない。そこで、
この計画では、組合の構造およびその転換
プロセスに様々な工夫が凝らされることにな
った。

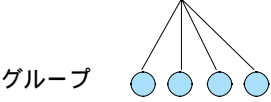
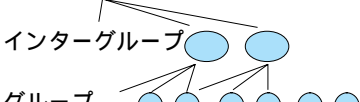
(1) 組合の構造

各行政村のSFDPの参加者は300～800名
で、村の60%以上が参加していることが少
なくない。これらの参加者のほとんどが新
組合に吸収されるとなると、協同組合の最
低組合員数(25名)を大きく越えるものが突
然出現することになる。これは、ネパール

においては、最近都市部を中心に大量に出
現してきた信用組合と比較すればもちろん
のこと、かつて政府主導で組織された組合
と比べても、出発時点から極めて大きな規
模なのである。これでは、信頼関係の希薄
な組合員同士の寄り合い所帯となりかね
ず、いくつかの集落に分散して暮らしてい
る組合員の管理も困難である。そこで、
SFDP時代に作られたグループ組織をその
まま温存して活用する方法がとられた。各
組合員は15名以下の既存のグループに属
し、まずそれらのグループによって集落レ
ベルでインターグループを形成する。この
インターグループから中央委員会(理事会
に相当)のメンバーが選出され、その中から
議長および三役が組合員総会で選出される
(第1表)。一つの行政村は、平均9つの集落
を統合しているので、インターグループも
ほぼ9グループ存在することになる。そし
て、中央委員会のもとに、融資委員会を初
めとして福祉委員会など必要に応じて実務
的に機能する委員会が構成される。融資委
員会は、議長、マネージャー、そして中央
委員会1名で構成される。

単位グループでは定額貯蓄の集金や組合
員からの借入申請の予備調査などが行わ
れ、インターグループでは、各グループの
預金・返済金が集約され、有給スタッフが
台帳や通帳に記帳する。ローン申請の調整
もインターグループで行われた上で、最終
的に融資委員会が決済する。各グループか
ら出されてきた組合員の意見は、インター
グループでの集約とその集落選出の中央委

第1表 小農開発プログラムと小農協同組合の構造比較

	小農開発プログラム(SFDP)	小農協同組合(SFCL)
性格	農業銀行が行うプログラム	協同組合
所有権	農業開発銀行	組合員
運営	農業開発銀行	組合員
組織構造	事務所担当者(銀行員) 	中央委員会 
意志決定におけるメンバーの役割	グループレベルでの部分的参加	総会による直接制とグループの代議制で、全レベルでの参加
関与内容	グループ貯蓄や借入申請審査。実質的には伝達委員	グループメンバーの借入申請審査から経営方針まで
リーダーシップ育成	グループリーダーのみ	経営陣および各レベルのリーダー
資金源	農業開発銀行 (= 援助機関からの借入)	組合員出資金、グループ貯蓄、インターグループ基金、農業開発銀行からの借入
債務者のモニタリング	事務所担当銀行員と地元採用助手	中央委員、インターグループ、グループリーダーと事務局スタッフ
運営費用	農業開発銀行	組合員(ボランティア的活動を含む)

資料 農業開発銀行のInstitutional Development Project担当者からの聞き取りに基づき、筆者作成

員を通じて中央委員会に反映されることになっている。

このように、インターグループは、メンバーのニーズを反映したり執行部に対する監督を行って組合員の権利行使を代行している。他方、執行部の決定事項を集落レベルで遂行する責任があり、組合全体の利害調整を行うという役割を果たしている。

こうして、グループ制度を組み込むことで、数百人という大規模組織に伴う執行部と組合員との関係の希薄化や、業務コストの増大の抑制を図っている。なお、グループ連帯責任制のあり方については、基本的には各組合にまかされている。なお、事務所運営の実務は、執行部が地元で公募採用した職員（マネージャーと会計その他のスタッフ数名）が担う。

（２）組合員の資格

組合員は最低 1 口10ルピーを出資することになっているが、この額は一般の組合が50ルピーから100ルピーであるのに比してかなり低い。これは、SFDPが貧困緩和政策として外国援助を受けて行われていたターゲットプログラムであったことから、設立時にも貧困層が脱落しないように配慮したものである。^(注9)多くの組合では、参加資格として、SFDP時代の受益者資格を形式上維持していることが多く、組合役員には農家のみとしているところもある。しかし、現実的には、後に見るように多様な業種や所得階層からの参加が見られ、また、それがむしろ組合の財政基盤を健全なものとしている。

（注9） ターゲットプログラムとは特定の層を受益者とするもので、丘陵部では、土地所有規模0.5

haや、世帯の一人当たり所得2,500ルピー以下の世帯だけを対象とした。

(3) 転換のための条件

こうした小農協同組合転換プログラムの対象は必ずしも既存のSFDP事務所すべてではない。自立支援の対象選択においては、農業開発銀行とGTZは次のような基準を設定している。貸付残高が300万ルピー以上の規模であること、延滞額がその20%以下で、返済率が50%以上であること、世帯組織化率が当該農村世帯の50%以上であること、全受益者が出資に同意すること、である。は採算可能な経営規模を考慮し、は出発点における経営の健全性や組合員の資質に考慮したものである。はこのプログラムがあくまで貧困対策の公共プログラムの一環であり、再編に伴って組合が特定の階層の占有物となってしまうようにという配慮からである。

(4) 転換のためのタイムスケジュール

組合への再編成は、次のようなプロセスをとる。まず、小農協同組合の紹介セミナーをSFDPの村落事務所で開く。参加対象は主にグループリーダーである。次に集落レベルで少なくとも一つのインターグループを組織し、集落レベルのプロモーターを作る。そして、彼らの中から形成された組合執行部によって、新協同組合法に則った定款や規約を作成する。他方、組合のスタッフとして、SFDPメンバー世帯から青年ワーカーと女性グループオーガナイザーを

採用し、スタッフの業務トレーニングを行う。最後に農業開発銀行と小農協同組合との間で合意文書を締結し、所有・管理権を移転する。

事務所や備品は資産評価の上で、またSFDP時代の組合員への融資は組合への融資として組合に受け継がれる。しかし、この中には不良債権化しているものもあり、移転時点で組合の未収金とし、組合が回収すればその資産となるようにすることが現在検討されている。

この一連の過程は、すべて制度開発プロジェクトのチームによって、じっくり時間をかけてサポートされている。まず、対象となるSFDP地域事務所の選定および世帯調査には約4か月かけられ、導入のオリエンテーションやトレーニングには1か月、農民グループの再組織化と集落レベルでのインターグループの形成、貯蓄・融資の日常活動トレーニングなどに18か月、インターグループの連合化と執行部の組織化に4か月、執行部による定款作成やトレーニングに8か月、そして最終的な合意締結に1か月、といった具合である。

(5) 組合設立後の支援

組合設立後も農業開発銀行とGTZから様々なサポートを受けている。まず、帳票類は、統一的なフォームが支給され、半年ごとの決算報告が義務づけられている。また、事務所運営費も補助されており、初年度100%より年々10%ずつ逡減されるが、最長10年間まで可能である。しかし、それ以

外にも、個別の事例では様々な支援が行われている。筆者が訪問した組合の一つは、パイロットプロジェクトの対象となった組合であったが、リボルビングファンドとして初年度12万5千ルピー、翌年72万1千ルピーを3年間無利子で借り入れており、さらに銀行業務ライセンスの獲得のために10万ルピー、研修所や所得向上活動研修にそれぞれ10万ルピー、中央銀行からの贈与として19万2千ルピーと、ほとんど援助漬けである。ここには、モデルケース作りを急いだ当局やGTZの都合も見え隠れする。このような外部支援のあからさまな存在の故かどうかは不明であるが、2000年にはこの組合は不良債権が増加しつつあった。

3．転換計画の到達点と 生み出された変化

(1) 小農協同組合化の現状

パイロットプロジェクトの4組合の成功後、1992年には新しい協同組合法が制定されたことに助けられ、SFDP受益者グループの組合への転換が本格化した。2000年にはこのような支援を受けて生まれた小農家協同組合の数は80に達し、組合員数は46,000人を越えるに至った(第2表)。これらの組合のうち、4組合は銀行業務ライセンスを取得しており、組合員以外からの預金を積極的に受け付けている。また、2000年にはこうした組合が郡レベルで連合組織を結成し、組合の余剰資金の融通やその他の協力を行おうとしている。なお、このよ

第2表 小農協同組合6年間の発展

(単位 1,000ルピー, %)

	1993 / 94年	1999 / 2000
組合総数	4	80
グループ数	348	6,828
組合員数	2,464	46,675
女性組合員	524	15,836
融資残高	10,238	499,861
一人当たり借入額	4.16	10.1
内部資源動員	1,380	82,377
一人当たり内部資金額	0.56	1.765
内部資金率	13.5	16.5

資料 農業開発銀行資料より作成

(注) 融資残高などの比較にはインフレ率を考慮しておく必要があるが、93/94より5年間の消費者物価指数の上昇率は中央銀行資料によれば42%であり、6年目を10%とすれば約56%と推定される。

うな単位組合の自主的な結合が許されたのも新組合法になってからである。

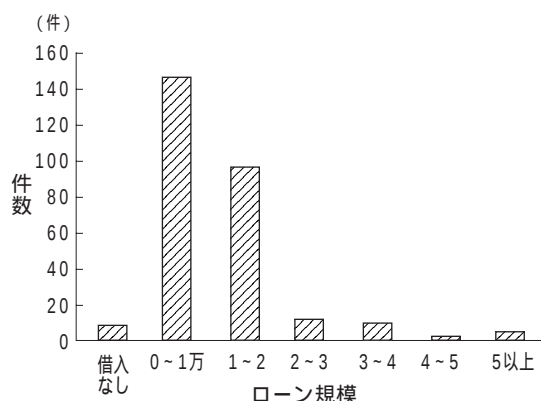
(2) 組合設立後の変化

組合設立は、SFDP時代に比べて様々な変化をもたらした。それを次に見ていこう。

まず、SFDP時代に参加していなかった世帯からの参加が見られたことである。これは、SFDP時代には対象とならなかった公務員や零細商業活動に従事する人々が積極的に参加していること、またSFDP時代には担保が提供できず、資格はあっても参加の意義がなかった世帯も、小口の借入や定額貯蓄などへの参加が可能となったからだ。女性の参加もこの組合員増加に貢献しているだろう。

さらに顕著な変化は貯蓄の増加である(第2表)。これは、組合員が増加したからだけではない。「内部資金」とは組合員からの出資額と貯蓄性預金を指しているが、一人当たりで560ルピーから1,765ルピーに増加しており、インフレ率(6年間で56%)を考

第1図 小農協同組合からのローン規模



資料 筆者が2000年1月に実施した現地調査における質問票回答より作成

- (注)1. 4組合122名過去5年間の借入歴結果。
 2. ローン規模の「0~1万」は0万円以下より大きく1万円以下、「1~2」は1万円より大きく2万円以下。以下同じ。

慮しても倍増している。SFDP時代には、貯蓄は各グループの選択に任されていることが多く、その管理も曖昧であったことや、預金通帳も配布されないため自主的預金制度も形骸化していた。しかし、組合への転換後、組合の資金源として定額の週掛けや月掛け貯蓄を奨励するところが増えており、また銀行ライセンスを保持しているところは組合員以外からの預金を動員でき、総体として預金動員に成功しているといえよう。

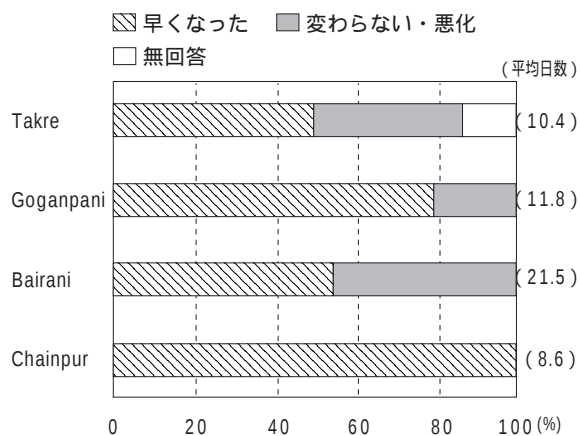
融資も全体として増加しているが、ダーディング郡4組合の調査では、その1件当たり融資額は2万円以下の小口融資が90%を占めており、組合化によって所得の相対的に高いグループに融資が偏るというような傾向は今のところ見られない。他方、かつてSFDP時代には農業開発銀行にまわされた3万円以上のローンも提供されている(第1図)。

こうした貯蓄や組合員の増加は、組合が地域の金融サービス機関として魅力を持っていることを意味している。まず、貯蓄は、月掛け貯蓄や利率を良くした定期貯蓄、さらに教育や結婚資金のための子供名義積立て貯蓄というように、工夫をこらしている。貯金通帳も1組合を除いて、行き渡っていた。最も関心のある融資手続きは早くなったところが多い(第2図)。なお、この融資決済の早さは、組合マネージャーとインターグループ代表でもある役員の機動性や、申請者の過去の返済実績に直接影響されている。

従って、最も重要な変化は、組合経営陣の確立と事務所のあり方であろう。

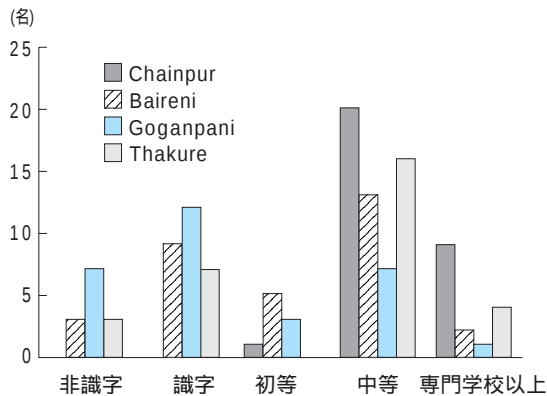
筆者は9つの組合の議長や役員およびマネージャーにインタビューを行ったが、2組合を除いて、議長や役員が経営状態をよく把握しており、また現在の組合の抱えている問題と今後の見通しについて明確に回答できた。彼らは、ほぼ毎日のように組合

第2図 転換後の変化：融資手続き



資料 第1図に同じ

第3図 組合員の教育レベル



資料 第1図に同じ

(注) 就学歴6年までを初等，7年から10年を中等としている。

を訪れており，経営状態はもちろん，職員の勤務状況も必然的に視野に入る。こうした組合議長は，ほとんど無報酬で，また融資で優遇されているというわけでもなく，もっぱら名誉職としての意味しか持たないが，「我々の組合」という意識が強く，いわば自尊心に支えられている。なお，経営陣には教師や商業活動にかかわっている大卒者もあり，全体として教育水準が高い。第3図は組合員のサンプル調査の結果であるが，このうち中等以上の層から三役に就いている。例外的に，学校教育は受けていないという年輩の議長もいたが，識字や計算能力は充分であった。

事務所のあり方も変わった。突然訪れた事務所でも，スタッフは忙しく伝票や台帳を整理する姿を見かけた。これは，実は今まで訪れたことのあるSFDP事務所や協同組合では見られなかった光景なのである。SFDP事務所では，プログラム担当者の私的な都合で事務所が空いていないというこ

とも珍しくない。ところが，小農協同組合では組合員の活動サイクルに合わせて，季節的に8時前から事務所を開くところもある。彼らの任務は，事務所での台帳や金銭管理だけにとどまらない。インターグループの会合は少なくとも月に1回行われるが，これに参加して集金したり，メンバーの返済期日を通知したり，新しくできたグループの会合に参加して補助したり，と，多岐にわたっている。

これらのマネージャーやスタッフは，SFDP時代に農業開発銀行員の助手として既に採用されていたか，転換過程で採用された経歴の持ち主が多い。地元から採用されていることもあって，村の事情や村民について熟知している。担当地域の組合員数百名の住居をすべて知っている女性スタッフもいる。なお，組合の決算だけでなく各職員の勤務評価が給与に反映される制度を6組合が採用していた。なお，職員の資格は，地元の地域出身で通勤圏に居住し，高校卒業証明試験をパスしていることが条件となっているが，3つの組合のマネージャーは，大学またはカレッジ卒業であった。また，首都圏の大学に籍があり，週一度片道2時間半かけて通っているという女性職員もいた。こうした職員の質の高さも，組合化後見られるようになったものである。

さらにインターグループのリーダーたちも，自分たちの役割を良く理解している者が多かった。SFDP時代にはグループリーダー同士が会合をする機会は減多になかつ

た。グループリーダーの代表にも実質的な権限がなく、融資条件が資産担保制に回帰する中では、事務所からの伝令者以上の役割を果たすことができなかった。現在はその役割・責任がはっきりしているの、彼らにとっては以前よりかわりやすくなっているのである。

組織の透明性にも言及しておこう。毎年の決算報告は必ず総会で報告される。月ごとの経営状況にも目を通してしているのは役員までであるが、原則としてすべての組合員に開かれている。総会には実際に数百人が参加するそうで、組合の敷地に空き地がない場合は、学校運動場や神社近くの広場を利用している。

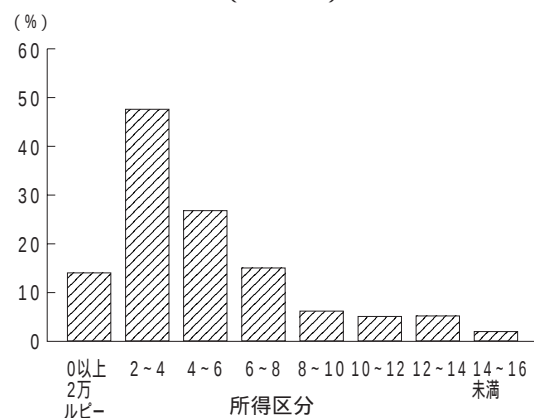
最後に、最も気になるのは返済率の改善であるが、この点については最も良いところでもようやく80%を越えた程度で、ほかには50～60%にあり、全体として数%の上昇にとどまっている。引き継いだ債務には不良債権が多いという事実だけにその理由があるわけではなく、新たに延滞などが発生してもいる。調査地域一帯は、近年野菜生産や酪農で所得をのばしてきたところが多いが、1999年度の天候不順や乳処理プラントの容量の限界から、それらの事業からの収入が落ち込んだ世帯が多かった。他方、野菜や砂利採取で所得が急上昇したのにつれ、消費生活も変化しており、その水準を維持するために男手が首都圏に出稼ぎに出ているといった例もいくつか見られた。組合によっては、内部資源からの融資に対する返済率は良くなっていると、明るい展望

を述べるマネージャーもいるが、農業開発銀行が持つ80組合のデータでもはっきりとした改善傾向は未だ出ていない。

(3) 組合員の所得および所得源

これらの組合を支えているのはどのような所得層で、どのような職業上の資金需要があるかをみておこう。組合員の所得は、4万ルピー未満の世帯が63%を占め、自家消費分控除後の現金所得だけを見ると、2万ルピーを前後するようなレベルの世帯が最も多いが、ばらつきも大きい。(第4図)。これは、SFDP時代に土地保有規模で受益者を選定したことによる。組合員はほぼ全員が零細農家ではあるが、その所得源を見ると多様であり(第3表)、送金や給与所得、あるいは様々な農外自営業に助けられて、世帯全体としては年間10万ルピー以上の組合員もある。また、近年はトマトやキュウリといった野菜生産が成功し、路線を延ばしている民営バスを利用して県庁所在地や

第4図 組合員世帯所得の分布
(N=122)



資料 第1図に同じ
(注) 4組合のサンプルより。

第3表 小農協同組合員の世帯の所得源

(単位 回答数, %)

(SFCL名)	世帯の所得源タイプ(複数回答あり)						専 業			備 考
	A 給与	B 自営	C 農業	D 送金	E 賃労働	F その他	A 給与	B 自営	C 農業	
Chainpur	12 (40)	10 (33)	29 (97)	6 (20)	7 (23)	1 (3)	- (-)	- (-)	8 (27)	Aのうち教師8 B:食糧店、茶店、 大工、仕立、雑貨店、自転車修理
Baireni	3 (9)	9 (28)	31 (97)	4 (13)	8 (25)	- (-)	- (-)	1 (3)	18 (56)	Bは上に同じ+砂利採石業、 Eは砂利採取関連
Goganpani	6 (20)	4 (13)	30 (100)	3 (10)	10 (33)	- (-)	- (-)	- (-)	19 (63)	B:茶店、鍛冶屋 E:6か月以上=3
Thakre	6 (20)	4 (13)	30 (100)	5 (17)	8 (27)	1 (3)	- (-)	- (-)	14 (47)	A:教師3 E:6か月以上=5 B:店、請負

資料 筆者の現地調査における質問表回答より作成

(注) 1.「農業」は酪農も含む。「専業」は所得源をほとんどその一つに依存するもの。「自営」はここでは非農業自営を指す。
2.()内はサンプル数に対する割合(複数回答)

幹線道路沿いの大きなマーケットでの販売が可能になったため、農業でも以前よりは高い現金所得をもたらすようになっている。このような所得構造の変化が、都市から離れた農村でも協同組合の信用事業を可能にしている。

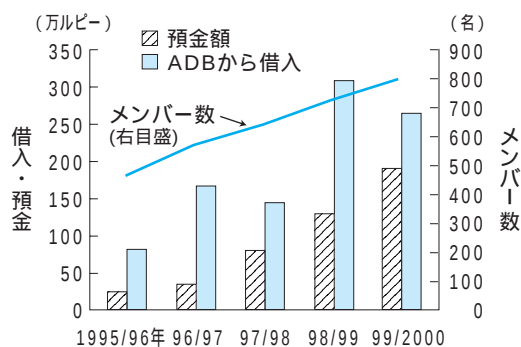
(4) 経営実態

さて、とりあえず自主的な法人として確立した小農協同組合であるが、その経営については、必ずしも順風満帆というわけではない。純利益を上げている組合はわずか

であり、その一つにChainpur小農協同組合がある。この組合は、首都圏につながる幹線道路に車で4時間はかかるような山間部にあり、経済的には他地域より相対的に不利な条件にある。それにもかかわらず、順調に貯蓄および融資の取扱量を拡大してきている(第5図)。僻地農村でありながら、余剰資金と借入需要がかなり高いこと、いやそうであるが故に、他機関との競合が少なく、その潜在的需要を組合が充分吸収してきたことがわかる。

支出構造に目を向けると、最も大きいのは利払いである。これは、融資のための資金を未だ自己調達できないことから、農業開発銀行から預金金利に近い優遇金利で大量の借入をしているため、国営農業開発銀行からの農村向け融資の代理店あるいは小売店として、6%から8%利鞘を稼いで経営が成り立っている。これはほとんどすべての小農協同組合に共通するものである。しかし、この組合では、貯蓄動員に勤しんだ結果、内部資金率は42.8%にのぼ

第5図 Chainpur小農協同組合5年間の変化



資料 Chainpur小農協同組合各年度末報告より作成

第4表 Chainpur小農協同組合の財務指標

信用組合安定性指標		NEFSCUNの設定基準	Chainpur実績
資産構成	融資 / 総資産	70 ~ 75%	70%
	預金 / 総資産	70 ~ 80%	42%
	組合自己資本 / 総資産	10%	2%
	株式資本 / 総資産	10 ~ 20%	0%
資産の質	延滞率	1 %以下	7%
	非生産的資産率	5 %以下	...
	非生産的資産の補填	100%以上	0%
収益性	平均資産収益率	金融市場レート < インフレ率 <	2%
	資本収益率		44%
金融仲介費用 管理費用 / 融資額		3 ~ 5 %	2%
流動性 流動性準備率		10 ~ 20%	12%
成長指標	総資産成長率	インフレ率 <	35%
	融資残高増加率		19%
	株式資本成長率	融資 , 資産成長率 <	17%
	組合自己資本成長率	融資 , 資産成長率 <	1%
	会員数増加率	20 ~ 30%	10%

資料 Chainpur小農協同組合の1999 / 2000年度決算報告より作成
(注) 安定性指標は ,WOCCU基準でNEFSCUNが作成した各組合自己管理シートを採用。

第5表 小農協同組合による非金融活動例

(単位 ルピー)

(SFCL名)	活動内容	投資額	収益
Thakure	公衆電話経営	25,000	1999半期 1,909
	ローカル路線用バスのリース (運営は民間)	600,000	1999年2部門計
	ブロック製造販売	13,800	301,743
Chainpur	公衆電話経営 人 / 物搬送サービス 寄宿学校経営	282,000	1999年3部門計 13,484
ChattraDewali	農業投入材販売 野菜共同出荷 集乳センター	481,000	1998年3部門計 422,788

資料 議長 ,マネージャーのインタビュー 決算表より作成

り、80組合の平均21.8%に比してはるかに高くなっている。そして、融資取り扱い額が増加しても、事務所運営費の方はほとんど増加していない。これは、業務の多くをインターグループリーダーや森林管理グループのネットワークを利用するなど、ボランティア的な活動に依存しているからである。

しかし、金融業務による収入だけでは未だ純利益を出し得ていない。第4表はその

財務状況を各種の指標で見ただけでは、資本収益率が高いのは出資率が極めて少ないためであり、健全指標の多くをクリアできてはいない。実はこの組合は学校経営や協同出荷のための輸送業に乗り出しており、そのような事業からの収益と運営費補助金が何とか金融部門の損失をカバーし、純利益を生じさせているのである。指導部やマネージャーは、今後こうした非金融部門の事業を拡大していくことに展望を見いだしており、既にコーヒー栽培の導入について市場調査や他地域生産農家との交流を図っていた。このような信用以外の事業への進出は、他の組合でも見られ、このようなところに、組合を政府のチャリティ機関とし

てではなく一企業として運営していこうとする、指導部の自覚と意欲が見られる(第5表)。

4. 教訓化すべき事柄

以上のことから、いくつかの教訓が見いだせる。

SFDPからの小農協同組合化には二つの懸念が付きまとった。一つは、組合化して

もSFDPと同じようにその運営は不効率にならないのか、またかつての協同組合の二の舞にならないのか、ということであり、二つ目は、零細農家が多いのに経営的に成立するのか、ということである。この点については未だ不安定であり、補助金に助けられているが、分析データに不足しているので、ここでは第1点についてだけ述べたい。

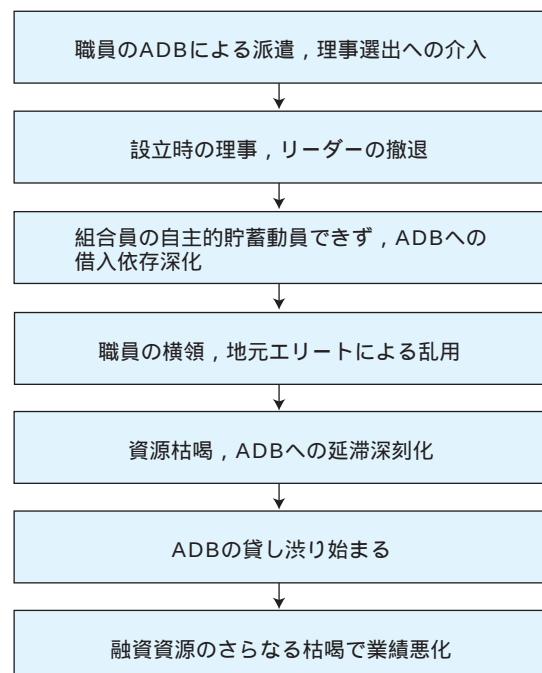
第1点の問題については、訪問した組合を見る限り全体として良好な結果を生みだしている。新しい組合においては、自覚の多少はあるが経営陣が確立し、組合としての組織運営が自主的に行われている。

これは、基本的にはSFDPと小農協同組合の性格や組織構造の違いによるものだといえよう。すなわち、第1表でも明らかのように、両者の間には、所有権と決定権の所属以外に、それに付随して様々な違いがある。SFDPでは担当の銀行員がすべてのグループに対応するという形であり、到底効率的な管理は不可能な形であった。グループリーダーも、SFDPでは単に伝達要員にすぎなかった。しかし小農協同組合では、議長や役員、インターグループ代表はもちろんのこと、多くの組合員が様々な形で意志決定に関与する形となっている。また、中央委員は絶えず組合の経営状態を知り、対処せざるを得ない立場にある。銀行から派遣されたSFDPの担当者は、経営状態は把握できるが、彼らの給与がそれに左右されるわけではないので、対処するインセンティブを持たない。実際、筆者の知るSFDP

の事務所担当者たちは、不便な農村部への赴任時点で意欲も責任感も喪失していた。また、誰からも直接監督を受けないので、融資後の視察や回収に自ら赴くことを全くせず、ひたすら3段階の返済督促手紙を出し続けていたり、待遇改善のストライキや個人的事情で何日も事務所を閉鎖していたのである。小農協同組合では、地元採用のスタッフは採用権限のある執行部と組合員からの監督を受けることから、事務所の機能低下による衰退は起こりにくい。

翻って、60年代以降の政府主導型組合の問題はどこにあったのか。それは組合の所有権の実質を喪失させたことにあるのではないだろうか。組合員が出資し、形式上所有権をもっているだけでは、経営陣や組合員をして、その存続に責任を持たせること

第6図 ネパールの信用組合破綻プロセス



資料 筆者作成

はできない。組合員であることの利益が明白であること、また運営の責任と功績が誰に帰属するのかが明確であることが不可欠である。

ネパールの初期協同組合の崩壊過程をモデル化すると第6図のようになるだろう。新法以前の政府主導によって作られた組合では、職員の農業銀行による派遣や、郡レベルの組合省役人による組合長の任命など、組合の経営権が組合員から奪われており、この時点で所有権は形骸化していたといえる。その帰結は、設立時に主体的に参加し、かつ組合員から信望のあったようなリーダーの撤退であり、組合運営には関心のない村政治家によるその代替であった。すなわち、経営陣が確立し得なかったのである。組合には農業銀行から継続的に資金が注入されたという現実もあいまって「組合は政府機関である」との認識が組合内外に作り出されるなかで、組合員からの出資や貯蓄動員は低下し、農業銀行への依存が深まった。他方、実質的な監督者をもたない職員や地元エリートでもある役員にはモラルハザードが広がり、横領や融資の意図的な返済不履行が始まる。これがさらに資金を枯渇させ、停滞させていくことになる。これは、旧法下の組合の実態から考えられる破綻プロセスの一仮説であるが、アジアやアフリカの多くのケースに妥当する^(注10)のではないだろうか。

このように見えてくると、小農協同組合の確立に最も貢献したのは、協同組合という法人組織の基本と自己責任を重視した指導

であったといえる。

第一に、協同組合の育成における所有権（オーナーシップ）の確立と自主性の重要性である。調査で訪れた組合では、カリスマ性を持つような強い組合リーダーはほとんどいなかったが、業績を確実に改善している組合では、熱心で責任感のあるリーダーやマネージャーが必ずいた。このような人々の主体的なかかわりを引き出したのは所有権の移転と「我々の組合」という意識であり、自主自立を基調とした法改正と組合に対する方針はそれに大いに貢献したといえよう。

第二に、近代的な組織運営原理、すなわち民主的運営や組織の透明性の重要性である。

協同組合は、伝統的な村落共同体においては定着しやすいと一般的には期待される。しかし、現実の共同体は、既に様々な利害関係が交錯しており、従来の相互依存関係だけでは期待できない状態となっているか、タイトな相互依存関係が本来存在しなかったというようなことが多い。ダーディング郡の組合も、自然集落レベルでは人間関係が相対的に密ではあったが、それは、本来あったものだけではなく、むしろ森林管理や灌漑管理などの特定プロジェクトへの参加などで共同行動の利益を学習するようなプロセスを通じて、新しい関係がコミュニティ構成員に築かれていったとも考えられる。ましてや、異なるエスニックグループさえ混在する複数の自然集落にまたがったの組合の運営においては、利害対

立や諸問題の合理的解決や調整，無用な不
信感の増殖を防止することは極めて重要と
なり，それには民主的運営の原理や手続き
の定着が不可欠だろう。

第三に，合理的な帳票管理制度の徹底と
財務健全性に対する認識である。これらは
一企業としての存続にとって不可欠である
が，監査や日常的な監督や情報公開と併せ
て，いかなる当事者も不正がしにくい状態
を作るのに役立つ。

第四に，組合の存立条件についてであ
る。先の2点を実現するためには，地元で
優秀なスタッフが高くない給与で採用で
き，またそれを監督する経営陣も識字はも
ちろんのこと数字にも明るいことが不可欠
であろう。かつて40年前に政府が協同組合
を導入したとき，介入や干渉を伴った一つ
の根拠は，その時点では農村部の識字率が
圧倒的に低かったという事情を理解してお
かねばならないだろう。そのような段階
で，一律に各地で協同組合という組織形態
を持ち込むところに無理があったのではな
いだろうか。

第五は，零細農家が圧倒的に多い地域で
の貯蓄余剰や，資金需要の上昇には，頻繁
に現金所得を発生させる野菜・果樹生産あ
るいは酪農の成功が先行していることであ
る。近年発展途上国の援助機関では，マイ
クロファイナンス案件に殺到する傾向があ
るが，こうした地域産業の発展との balan
s を考慮すべきだろう。

最後に，ネパールの小農協同組合育成計
画の事例は，マネージメントや制度づくり
の分野における支援と，そのための一貫性
のある長期的なコミットメントの重要性を
明らかにした。この点は我が国の政府開発
援助のあり方にも大いに活かされるべきで
ある。また，このような制度開発やマネー
ジメントの支援といった分野は一層重要に
なり，事例研究に基づいた研究を重ねてい
く必要があるだろう。

(注10) インドにおいても同様の官僚による介入
の弊害が須田 [1999] に報告されている。

参考文献

- ・ Agricultural Development Bank [1999]
Agricultural Credit, Vol/31, July 1999
- ・ Hartmut eds. [1997] *Microfinance for the Poor*,
OECD.
- ・ National Cooperative Federation Advisory
Committee [1991] *Cooperative Development
in Nepal*
- ・ Nepal Rastra Bank [1994] *Nepal Rural Credit
Review Final Report Volume*
- ・ NEFSCUN [1997] *Savings & Credit Movement
in Nepal: An Overview*.
- ・ 岡本真理子，栗野晴子，吉田秀美編著 [1999]『マ
イクロファイナンス読本』明石書店
- ・ 岡本真理子 [1997]『農村信用貸付におけるグループ
貸付制度の検討：ネパール小農開発計画の調査か
ら』『アジア研究』第43巻3号
- ・ 佐藤誠 [1989]『アフリカ協同組合論序説』日本経済
評論社
- ・ 須田敏彦 [1999]『インドの農村協同組合』『農林金
融』(1999年6月号)
- ・ 滝川勉・斎藤仁編 [1973]『アジアの農業協同組合』
アジア経済研究所

(甲南大学経済学部非常勤講師
岡本真理子・おかもとまりこ)

懐かしきインドのベジタリアン生活

海外に出かけるたのしみはなんといっても現地の食べ物。上海蟹，スウェーデンのザリガニ料理，スリランカの魚カレー，タイの豚肉入りオムレツ，ベトナムのフォー（汁そば）など，思い出すだけでおいしい記憶で心が満たされる。

グローバル化のおかげで東京にいても，世界中の珍しい料理を簡単に口にすることができるようになった。さまざまな文化に触れるきっかけが増えていることはとてもよいことだ。ただ「ああおいしい」と楽しむだけでなく，料理を生み出したその地の気候，風習，人々の暮らしぶりにも思いをはせてみるきっかけにしてはどうだろうか。そこで私の経験にちょっとお付き合いいただきたい。私は1994年から3年間インドのニューデリーに赴任した。家庭料理を通じて知りえたインドは，ガイドブックの情報とは一味も二味もちがい，過酷な気候を生き抜く人々の知恵をも教えてくれた。

北インドの家庭料理は，通常，チャパティに豆カレー，野菜やチーズのカレーとサラダ程度。好みと懐具合でときどき，鶏肉やマトンも登場するが月に2～3回ほど。ほとんどベジタリアン生活だ。

さて，チャパティは全粒粉に塩を少し加えて水でこねて丸め，延べ棒で延ばしてフライパンで焼いたもの。よく噛むと味わいが増す。インド料理店で有名なナンは精白した小麦粉を少しねかせて発酵させてからタンドールという窯で焼くので，レストランでは出すが普通一般家庭では作らない。

ベジタリアンに欠かせない豆（ダール）は，近所の食料品店でも10種類くらいは簡単に手に入る。レンズ豆，うずら豆などの大きい豆は一晩以上水に浸けてねかせておくが，小さな豆を半分にカットして料理しやすくしたものもあり，これはすぐ炊けるが圧力鍋が必要。

野菜カレーというと，ジャガイモとグリーンピース，ほうれん草のカレーぐらいはご存知だろうか。インドには野菜の数だけ野菜カレーがある。いや，材料を2～3種使うし，スパイスが違うから組み合わせは無数とっていいだろう。どろっとしたカレーではなくスパイスで味をつけた野菜料理と考えていただいた方がよい。ジャガイモ，にんじん，里芋，かぼちゃ，レンコン，ほうれん草，カリフラワー，キャベツ，オクラ，ナス，エンドウ，インゲン，グリー

ンピース、ニガウリ、マッシュルーム、コリアンダー(香草)などに加え、ローキー(瓜の一種)やティンダ(青りんごのようなかたち)など日本にはない野菜も多い。これらの野菜を1~2・3種使って、玉ねぎとトマトを加えて油で炒めて柔らかくし、調味料で味をつける。

カボチャは千切りにして、炒めてしんなりした玉ねぎとあわせて炒めつぶす。カボチャの甘みがとても美味しい。里芋は日本のものにくらべ水分が少ないので皮をむいてもぬるぬるしない。皮をむいて5ミリ角程度の千切りにし、油で炒めて塩とチリパウダーで味をつける。鍋はだにくっついてかりかりするくらいがおいしくてビールのつまみに最高だ。レンコンは5ミリくらいの輪切りにし、玉ねぎのみじんぎりとトマトのソースで炒め合わせる。

冬のデリー(デリーには冬があるのです)での忘れ得ぬ味は、野菜スープとカロリー豊富なパラータ(パンの一種)。野菜スープは、トマト、キャベツ、にんじん、玉ねぎ、ダール(豆)に水を加えて圧力鍋に入れていっきに煮込み、ミキサーにかけてどろどろしたものをざるでこして作るだけ。味付けは塩のみだが、野菜本来の甘さが口の中に広がりなんとハッピーな気分。こくがほしい時は牛乳の脂肪分から作ったギーというバターを加えれば良い。パラータは、チャパティにギーを練り込んで作ったチャパティのクロワッサン版。寒いときは体があったまる。

そうそう、お腹の具合の悪い時は、アラハルキダールという黄色い小さな豆をインド米にまぜて柔らかく炊いたキチューリが、おなかにとってもやさしい。

このようなベジタリアン生活で栄養バランスは大丈夫かと心配の向きもあるだろうが、小麦や米の穀類、豆・野菜のほかに、牛乳・チーズ・ヨーグルトで脂肪分もたんぱく質も十分まかなえる。食後のアイスクリームも果物もおいしい。季節につれて旬の野菜が出回るし工夫もたくさんあり、食卓がさびしいという感じはまったくない。

地球規模で今後の食糧事情を考えた場合は、健康の面だけでなく、こういったベジタリアン生活から学べるものがたくさんあると思うのだからだろうか。

(日本生活協同組合連合会国際部部长代理 山内明子・やまうちあきこ)

中国における森林保護・造成の動向

目 次

- | | |
|---------------------------------------|-----------------------------|
| 1. はじめに | 5. 北京市における水源林造成の現状と課題 |
| 2. 中国の森林資源の概況 | (1) 北京市の水不足 |
| 3. 森林造成の展開過程
——1950～90年代後半—— | (2) 密雲ダムと水源地・「集水区」の水源林造成の動向 |
| 4. 自然環境重視の森林保護・造成の開始
——1990年代末以降—— | (3) 水源地・「集水区」の水源林造成と住民 |
| | 6. まとめ |

〔要 旨〕

1. 中国の森林は、面積、蓄積とともに世界有数の量を誇るものの、森林率(国土面積に占める森林面積の割合)は16.6%、森林1haあたりの蓄積量は70.9m³にとどまるなど、広大な国土面積に比べると資源量は乏しい。
2. 中国における森林造成は、改革開放政策が始まる70年代末以降、本格的に開始されたが、少雨等自然環境が厳しく、また奥地や傾斜地にも多くの人口を抱えるため開発圧力にさらされる林地も多く、安定した森林構造となっている林地は多くない。こうした中で、98年夏の長江等の大洪水を契機に、森林保護・造成政策が強化されている。
3. 90年代末以降の中国における森林造成政策は、残された森林を保護し、荒廃している河川流域や水源地を集中的に造林する方策となっている。具体的な政策としては、黄河や長江の中上流域の森林(主に天然林)の大幅な伐採制限を行う「天然林保護国家プロジェクト」や今後50年の農業や水利等まで含めた総合的な自然環境保護計画である「全国生態環境建設計画」等、これまでにないほど大規模な自然保護事業が打ち出されている。
4. 首都・北京市では、生活用水の約8割を供給している密雲ダム周辺の水源地林造成を進めている。当水源林造成の大きな問題は、水源地にも多くの人々が農業を中心に生活していることから、水土保持という環境対策だけでなく、地域住民の経済・生活向上を考慮した対策が必要となっていることがあげられる。こうした中、90年代後半より流域管理・保全という視点から地域全体の自然及び経済環境を視野に入れた対策が試みられている。
5. 森林保護・造成では、地域住民の理解と参画が重要となることは世界各地の事例より明らかになりつつあり、中国においてもそれぞれの実態に合わせながら、住民が森林保護・造成に主体的に参画できる仕組みを作っていくことが重要であると言える。

1. はじめに

近年，中国では大気汚染や水質悪化等様々な環境問題が発生しているが，なかでも砂漠化に伴う砂嵐や渇水，洪水による土砂崩壊等の自然災害が深刻化しており，今後の中国の行方を左右する環境問題とさえ言われている。こうした中，中国では様々な対策や計画がたてられており，その一つとして森林の保護と造成に関する政策が1990年代末以降強化されている。

本稿では，中国におけるこれまでの森林造成の展開過程と近年の特徴を整理し，次に森林造成の先発事例として水源林造成を積極的に進めている北京市の水瓶・「密雲ダム」周辺の取組みを紹介する。

2. 中国の森林資源の概況

本論に入る前に，まず中国の森林資源について簡単に見ておく。

現在，中国の森林面積は約1億5,900万ha，国土面積に占める割合（森林率）は16.6%となっている（第1表）。これは，日本の森林率66.8%と比べるともちろん，世界平均の31.1%と比べても低位にとどまっている。また，森林蓄積量はおよそ112.7億m³に達するものの，森林1haあたりの蓄積量は70.9m³と日本のおよそ半分程度にとどまっている。このように，中国は森林面積及

第1表 森林資源概況

	中国 (a)	日本 (b)	(a / b)
国土面積 (万ha)	96,027	3,765	25.5 (倍)
森林面積 (万ha)	15,894	2,515	6.3
森林率 (%)	16.6	66.8	0.2
蓄積量 (万m ³)	1,126,700	348,323	3.2
1haあたり (m ³ /ha)	70.9	138.5	0.5

資料 中国...第5次森林資源調査(1994～1998年)
日本...「林業白書」平成12年度
(注) 中国には台湾が含まれている。

び蓄積量ともに世界有数であるものの，それらは広大な国土面積に比べると少なく，相対的に森林資源に乏しい国となっている。

また，中国では森林が国土の中で偏って分布している。森林が比較的多く存在する地域は，「南部集体林地域」と呼ばれる長江周辺の10の省・自治体(広東，海南，湖南，湖北，江西，福建，貴州，浙江，広西，安徽)，西南地域に位置する四川省，雲南

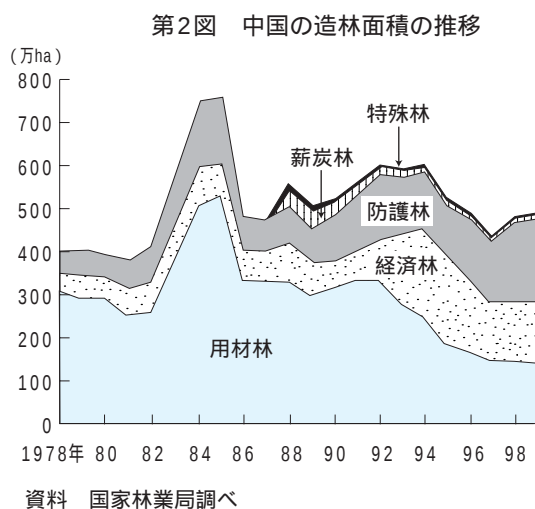
第1図 森林の分布



出典 陳大夫「中国平原林業地区における木材市場の展開」
『日本林学会誌』77(4)日本林学会

省，吉林省，黒龍江省，遼寧省の東北地域の3地域である。これらの3地域の森林面積は全体の7割以上を占め，森林率は平均40%に達する。一方，乾燥地域にある甘肅省や寧夏省等では森林率が5%未満と極端に低く，近年砂漠化が急速に進んでいる（第1図）。

林地の所有形態については，個人所有が認められていないためすべて公有林地となっており，運営主体等により国有林，集団所有林の2種類に分かれる。国有林は国による統一的な管理・経営が行われており，主に黒龍江省，吉林省等の東北地域及び内モンゴルのほか，四川省，雲南省等の西南地域，陝西省，甘肅省及び新疆自治等の西北地域に多い。一方，集団所有林は，農民が共同で所有し集団で管理・経営している森林を指すが，改革開放政策以降（70年代末以降），特定の農家に管理・経営を請け負わせているケースが増加している。集団所有林が多く分布しているのは，「南部集体林地帯」や海岸沿いの地域である。また，



林木の所有については，農民や都市住民が住居周辺に植栽した林木はその所有が認められているほか，荒廃林で造林を行った場合には，その林木は作業を行ったものの所有になる（森林法第27条）。

このほか，第2図のとおり中国では用途別に林種が用材林（主に用材生産），経済林（果樹や茶園など），防護林（水土保持林等），薪炭林，特殊林（学術林）の5種類に区分されている（森林法第4条）。この中で，日本では農業の範疇である果樹や茶園が森林として扱われていることは興味深い。

（注1）中国では，全国的な森林資源調査を5回実施しており，本稿では「第5回森林資源調査」（1994～98年）のデータを使用している。

3．森林造成の展開過程

——1950～90年代後半——

次に，中国の森林造成の歴史を簡単に整理する。森林造成活動が始まるのは中華人民共和国成立直後の1950年ごろである。当時，長年にわたる戦乱や無秩序な開墾によりはげ山や荒廃地が各地に広がり，荒廃地緑化が新政府の緊急課題となっていた。その後，緑化・森林造成が続けられ，植生は徐々に回復してきたものの，「大躍進運動」（58～60年）や「文化大革命」（66～77年）の時期には乱伐や保育・管理不足の林地が増大するなど，紆余曲折を経ながら森林造成が続けられた。

安定した森林造成が実施されるのは，改革開放政策が始まる70年代末以降である。

改革開放政策では、森林・林業の発展を国家経済の発展には欠かせない重要な対策であると位置づけ、積極的な森林造成政策を打ち出した。例えば、第2表に示すように、78年には広大な乾燥や半乾燥地帯の農業発展のために環境改善を促すことを目標とした「三北（東北、華北、西北地域）防護林プロジェクト」が開始され、81年には11歳以上の国民全員が毎年3～5本の植樹を行う「義務植林」が始まった。また、70年代末には「人民公社」等の集団経営形態から個別農家単位での家族請負制へと農業政策が大きく転換したことを受けて、林業分野でも81年に「林業生産責任制」が実行され、林木の所有権が農家に帰属することになった。これにより農家の所得機会が生み出さ

れ、当時旺盛だった木材需要を反映し、用材林（木材生産林）造成が80年代前半から積極的に展開された。以上のような結果、80年代半ばには年間造林面積が700万haを超える「造林ブーム」が起こった（第2図参照）。

その後、80年代後半になると、それまでの用材林（木材生産林）に代わって防護林など環境保全を重視した造林の割合が増加し始めた。この背景には、経済発展の中で積極的な伐採活動が行われた結果、林地荒廃が問題となり環境対策が必要となってきたこと、^{（注3）}85年の森林法の制定により、各地の法整備が進み、様々な防護林プロジェクトが始まったこと等があげられる。具体的には、農地の生態環境を守るための「農

第2表 中国における森林造成関連年表

1950 ～70年代 後半	50年代初	政務院が「森林保護を進め、森林の破壊的行為の一切の禁止、造林計画を進める」ことを発表 「全国農業発展要項」の中で「すべての家の回り、村の周辺、道路沿い、川辺または水路沿い（合わせて「四傍」）にはできるだけ早く木を植栽する」ことを呼びかけた 文化大革命等の影響により森林造成は停滞
	56 60～ 70年代後半	
70年代末 ～90年代 後半	78年	三北（東北、華北、西北地域）防護林プロジェクト 「植樹節（植樹の日）を3月12日とする 義務植林 林業生産責任制 森林法 平原（東北、華北地域）地域を対象に「農地防護林プロジェクト」 長江中上流防護林プロジェクト 沿岸防護林プロジェクト 砂漠化防止プロジェクト 中国21世紀林業行動計画 林業経済体制改革総体要項 黄河中上流域プロジェクト 淮河太湖流域防護林プロジェクト 珠江流域防護林プロジェクト 遼河流域防護林プロジェクト
	79	
	81	
	81	
	85	
	88	
	89	
	91	
	93	
	94	
	94	
	95	
	95	
90年代末 ～	96	
	96	
	98年	森林法の改正 黄河の断流現象や砂漠化の拡大、砂嵐の被害が拡大 長江、松花江等での大洪水 長江および黄河上中流域での天然林の伐採禁止等が国務院より発表 天然林保護国家プロジェクト 全国生態環境建設計画
	90年代末	
	98	
	98	
	99	

資料 国際協力事業団『中国植林協力基礎調査団・四川省森林造成モデル計画短期調査員報告』及び国家林業局編『中国林業五十年』などから作成

地防護林プロジェクト」(88年)や流域の水土保全を目的とした「長江中上流防護林プロジェクト」(89年)、沿岸地域の浸食防止のための「沿岸防護林プロジェクト」(91年)、乾燥地域を対象とした「砂漠化防止プロジェクト」(93年)があげられる。また、90年代に入ると、用材林(木材生産林)よりも早く現金収入が得られる茶や果樹等の経済林が農民の積極的な造林により拡大した。さらに、90年代半ば以降には、洪水や干ばつ等河川流域の自然環境の悪化が深刻化し始めたため、「黄河中上流域プロジェクト」(95年)や「淮河太湖流域防護林プロジェクト」(95年)等の流域の生態環境保護のためのプロジェクトが始まった。

以上のような結果、90年代後半には用材林(木材生産林)、経済林(果樹や茶)、防護林の造成面積がほぼ同じとなった。

(注2) 「15年でイギリスを追い越せ」との掛け声のもとで、鍋釜を鉄にかえるための燃料として木材の乱伐が行われた。

(注3) 中華人民共和国としては初の森林管理に関する法律。森林資源の保護、育成および合理的利用による国土緑化の促進を基本に据え、森林の保護育成を行いながら伐採と育林による持続的な利用を原則としている。

4．自然環境重視の森林保護・造成の開始

——1990年代末以降——

90年代末になると、中国の林政は木材生産から環境保護・対策に基軸を移し、森林の保護と造成を一層強化した政策を推し進めることになった。そのきっかけとなったのが、98年の大洪水である。

98年夏、日本でも大きく報道されたように、中国では100年に一度と言われるほど大規模な洪水が長江、松花江、嫩江(東北地域)流域を中心に襲った。中国政府の発表によると、全国で被害面積は2,000万ha、被害人口は2.5億人以上、死亡者4千人以上、直接被害額が2,000億元にも達した。^(注4) 中国史上最大級の水害となった背景には、平年の2倍から3倍以上という異常な集中豪雨が^(注5) 直接的な要因ではあるものの、水源地域の荒廃が被害を拡大させる大きな要因となったことが指摘されている。

中国では、前述のようにこれまで積極的な森林造成政策を展開してきた。しかし、現在においても森林面積の半数以上は若齢林が占めており、水源地では土砂崩壊や砂漠化等生態系崩壊の危機に直面している林地が少なくない。その理由は、厳しい気象条件や激しい開発圧力にさらされる林地が多いため、せっかく植えた林木が途中で枯れることも少なくない。また、国から省へ、省から市さらに県、郷鎮へと上位下達による森林造成システムの弊害や財政悪化による投資不足により、管理・保育不足の植林地も多い。さらに、貧困な地域では、たとえ崩壊しやすく浸食が著しい土壌であっても、農業や放牧を継続していかななくては生活が維持できないこと等があげられる。つまり、近年の砂漠化や洪水は水源地帯の荒廃に異常気象が重なり、その被害が深刻化しているといえるだろう。

こうした事態に対して、中国政府は自然環境の保護と保全を一層重視した森林政策

を積極的に展開し始めた。具体策として、98年には、水土保持上重要な役割を担う大河川の源流域、ダム周辺、急傾斜地等に位置する森林（主に天然林）の保護を図ろうと「天然林保護国家プロジェクト」が打ち出された。同プロジェクトでは、長江中上流域^(注7)と黄河中上流域を対象に、残された森林を保護するため大幅な伐採削減と「退耕還林」^(注8)等の荒廃地緑化を強力に進めることとしている。具体的には、実施区域内にある3,038万haの天然林の伐採を禁止するほか、3,080万haの林地、灌木地、未成林地の保育管理を進め、1,273万haの植林を行い、森林資源の消耗（伐採や枯死等による）を7割減

少させ、対象地の森林率を2010年には21.2%に増加させる目標を掲げている。同プロジェクトの総投資額は533億元に達し、財政資金が不足している中での積極的な投資額となっている。また、以前より進められてきた「長江中上流防護林プロジェクト」（89年）と「黄河中上流域プロジェクト」（95年）を「天然林保護国家プロジェクト」に再編し、事業の強化を図っている。

このほか翌99年には、21世紀を見据えた自然環境方針として「全国生態環境建設計画」が発表された。同計画は、林業のみならず農業や水利等を含めた総合的な自然環境計画として、2050年までの長期計画と

第3表 十大林業生態プロジェクト

	植林目的	開始時期 (年)	植林目標	植林実績
三北防護林 (東北・華北・西北地域)	乾燥、半乾燥地帯の厳しい状況を緩和し、農業等の発展を図る。	1978	2050年までに3,500万ha	99年までに2,827万haを植林
太行山緑化	北京、天津の水源地帯である太行山系を緑化し、平原地域の生態環境の改善を図る。	86	2000年までに693万ha	99年までに315万haを植林
農地防護林	中国の耕地面積の45%を占める東北・華北平原における防護林を造林する。	88		99年までに35万haを造成植林
長江中上流防護林	中国の大動脈である長江流域の水土保持を図るための植林事業を行い、洪水防止、三峡ダムの土壌堆積を防止する。	89	30～40年で2,000万ha	99年までに493万haを植林
沿岸防護林	遼寧省の鴨緑江河口から広西省の北流河口までの海岸線を台風・海岸を台風・海岸浸食等から守る。	91	2010年までに360万ha	99年までに115万haを植林
砂漠化防止	植栽、封山育林、空中播種等により植生の回復を図る。	93	2000年までに約660万haを管理下におく	99年までに126.5万haを植林
黄河中上流域		95	2010年までに315万ha	99年までに51.7万haを植林
淮河太湖流域防護林		95	2005年までに113万ha	99年までに17万haを植林
珠江流域防護林		96	2050年までに667万ha	99年までに12.9万haを植林
遼河流域防護林		96	2005年までに120万ha	99年までに22.7万haを植林

資料 国際協力事業団「中国植林協力基礎調査団・四川省森林造成モデル計画短期調査員報告」及び聞き取り調査から作成

なっている。同計画の基本方針では、持続可能な発展と近代化の実現において自然環境の保護と保全を掲げ、既存の天然林や野生生物資源の保護を強化しながら、緑化の推進や土砂流出の防止、砂漠化の抑制によって自然環境の悪化をくい止めることを目標としている。特に、2010年までの短期目標では、自然環境保護対策が急がれる黄河中上流域、長江中上流域、飛沙地域、放牧が盛んな草原地域、の4地域を重点地域に指定し、水土流出の防止と砂漠化の抑制を集中的に進めるとしている。また最終目標として全国の森林率を26%に上昇させるとしている。

さらに、78年の「三北防護林プロジェクト」以降、これまで実施してきた既存の造林プロジェクトのうち、農地保全や水土保持、台風災害防止を目的に行われてきた10のプロジェクト(第3表)を「十大林業生態プロジェクト」として位置づけ、自然環境悪化が著しい長江と黄河に総合的な自然環境保全対策を行う地区(「重点治め区」と呼ばれる)を定めた。これにより、今後30年間で3,400万haの造林が行われるほか、草地造成や治山治水工事等の総合的な対策が計画されている。

このように、90年代末以降、長江と黄河を対象地とし、既存の政策を整理・統合しながら、残された森林を保護し、自然環境保全のための造成を集中的に進める政策が展開され始めた。

以下では、中国における森林造成の事例として、60年ごろから荒廃地緑化を進め、

近年では積極的な水源林造成に取り組んでいる北京市の水源林造成を取り上げ、現状と今後を整理する。

(注4) 李天送「中国における流域保全の動向」(未発表)

(注5) 阮 蔚「中国の水問題と食糧生産に対する影響」『農林金融』1998年11月号、45頁。

(注6) 雲南省、四川省、貴州省、重慶市、湖北省、チベットが対象地となっている。

(注7) 陝西省、甘肅省、青海省、寧夏自治区、内蒙古自治区、山西省、河南省が対象地となっている。

(注8) 土砂崩壊・流出の危険が高い傾斜地等にある耕作地を林地に転換する造成方法。傾斜地の土壌崩壊・流出を防備する方法としては、草地に戻す「退耕還草」も含めて、砂漠化が急激に進む西部地域の緑化対策として重要な方法となっている。また、2000年には、長江上流の雲南、四川、黄河中上流域の陝西、甘肅等13の省・自治区で34.3ha(奈良県とほぼ同じ面積)の「退耕還林・還草」が行われることになっている。なお、「退耕還林・還草」については、阮蔚「西部大開発」併行する生態環境・緑の保護」中国研究社編『中国年鑑2001』創土社(近刊)に詳しい。

(注9) このほか、「天然林保護国家プロジェクト」による影響としては、プロジェクト実施区域の国营林場等に就業している専業林業労働者の約75%にあたる25.6万人が今後余剰人員となると推計されている。

5. 北京市における水源林造成の現状と課題

(1) 北京市の水不足

北京市は、秋田県とほぼ同じ北緯40度に位置し、総面積は約168.2万ha(四国とほぼ同じ面積)、人口はおよそ1,250万人の中国の首都である^(注10)。年平均気温は10.9度、年間降水量は東京都の4割程度の660mmと寒冷で乾燥した気候である(第4表)。

北京市は、もともと水資源に乏しく、市民一人あたりの年間水資源量は406.4m³と

第4表 北京市，東京都の概況

		北京市	東京都
総面積	(万ha)	168.2	21.8
総人口	(万人)	1,250	1,300
森林面積	(万ha)	33.7	8.2
森林率	(%)	18.9	37.6
平均気温	(度)	10.9	16.4
年間降水量	(mm)	660	1,552

資料 北京市…第五次森林資源調査
東京都…『林業統計要覧』2000年等を参考に作成

中国平均(2,273m³)の5分の1足らずであり、日本(3,353m³)と比較すると8分の1にとどまっている。特に、近年水不足や渇水問題が深刻化しており、昨年(2000年)春には過去10年で最悪と言われるほど砂嵐が吹き荒れ、「このままの状況が続けば、30年後には砂丘が北京に到達する」とさえ言われている。^(注12)

こうした中で、北京市では水利施設の建設や節水型の都市建設等を進めるのと同時に、北京市民の水瓶となっている密雲ダム

(注10) 中国の行政機構は、中央、省、自治区、直轄市、地区、市、自治州、県、自治県、郷、鎮の5段階に区分されている。北京市は、天津市や上海市、重慶市と同様に直轄市となっており、行政機構レベルではの区分に属する。

(注11) 中国国家林業局調べ「第五次林業調査」及び国土庁『日本の水資源』345頁等を参考に試算。

(注12) メリンダ・リウ「天よ、雨を降らせてまえ」『NEWSWEEK』2000.9.13

(2) 密雲ダムと水源地・「集水区」の水源地造成の動向

密雲ダムは、北京市の中心部から北東に100km離れた密雲県の山間部にある最大水

第3図 密雲ダムの位置
——北京市の概略図——



面積188km²、最大貯水量43.8億m³の華北地域最大級のダムである(第3図)。建設当初の1960年ごろは、増大する産業用水の安定的な供給とはげ山・荒廃地から流域の人々の生活を守る水土保持機能を目的としていたが、現在では北京市の年間生活用水量7.7億m³のおよそ8割を供給しており、市民生活の重要な水源となっている。

密雲ダム周辺にはおよそ148.7万haの広大な山地が広がり、そのうち約45万ha(山梨県に匹敵する)がダム湖に水を供給する重要な水源地(=「集水区」)となっている。密雲ダムには年間およそ12億m³の水が供給されているが、降水量の減少等により流入量は80年代以降減少傾向にあり、2年越しの大渇水に見舞われた2000年夏にはダム湖の水量が通常

第5表 密雲ダム「集水区」の水源林造成

1960 ～60年代 後半	・密雲ダムの建設(58～60年) ・周恩来氏の「密雲ダム」建設見学を機に「集水区」では荒廃地緑化(「退耕還林」)、果樹園造成開始 ・薪炭不足→薪炭林造成拡大
60年代末 ～70年代末	・文化大革命の影響で森林造成の停滞
70年代末 ～80年代	・水源林造成が本格化 ・封山育林の試験開始(80年) ・飛播造林の試験開始(81年) ・クリやアンズ等の経済林造成が拡大(80年代) ・「三北防護林プロジェクト」の対象地となる(82年) ・封山育林が本格的に開始(84年) ・「京津(北京・天津)周辺緑化プロジェクト」(86年) ・飛播造林が本格的に開始(87年) ・「密雲ダムの水源林造成を今後6～8年で完成する」ことが北京市人民大会で決議(87年) ・「北京市水源重点保護地区」(89年)
90年代	・「北京市水資源管理条例」(92年) ・「北京市密雲ダム、懷柔ダム、水源保護管理条例」(95年) ・「中国・ドイツ合同密雲ダム流域保護と経営に関するプロジェクト」(98年)

資料 『中国林業50年』中国林業出版社、北京市林業局資料

量は少なく、また雨の多い年と少ない年の格差が大きく、年間降水量の70%程度が6～9月の4か月間に集中していること等その不安定さが指摘されてきた。こうしたことから、人為的に行うことのできる水資源対策の一つとして、貴重な雨を受け止める「集水区」の水源林造成が進められているのである。

「集水区」における水源林造成の歴史を振り返ると、はげ山・荒廃地緑化対策として「退耕還林」と食料増産のための果樹園造成を皮切りに60年ごろから進められた。その後、人口増加等による燃料不足対策として薪炭林造成が増大した。このように60年代ごろの「集水区」では、水源かん養機能の増大を目的とした水源林造成というより、むしろ「集水区」の荒廃地対策及び地域住民の経済・生活向上に力点を置いた森林造成が行われていた。

水源かん養機能を重視した水源林造成が開始されるのは、80年代に入ってからである。当時、改革開放政策により経済発展が本格化し、水需要が増加の一途をたどり、さらなる経済発展のためには水資源の確保が避けられない課題となっていた。そのため、第5表に示すような国家及び北京

市政府による様々な水源林造成プロジェクトが打ち出された。また、80年代には造林に関する技術革新が進んだ。特に、「飛播造林」や「封山育林」等の造林手法は、人の手による造林ではまかないきれないほど広大な面積で、地力が弱く、人や家畜等による開発圧力から土壌劣化を守ることが優先される「集水区」において防護林造成の有効な方法となった。このほか、傾斜地が多い山間地でも、農民に高い収入をもたらすクリやアンズ等の経済林が80年代ごろから増加し始めた。

そうしたことから、90年代に入ると水源林(防護林)と経済林(果樹等)の造成が本格化し、林木被覆率は90年の34.4%(林木被覆面積15.5万ha)から98年には61.9%(同27.9万ha)へと増加した。50年ごろには「集水区」の森林は破壊し尽くされ、見渡す限りはげ山が広がっていたと言われていることを考えると、緑化の成果がうかがえる。

このように、現在の「集水区」では植生の量的な増加は一定段階にまで達したと判



土壌の流出を防ぐために階段状に造林が行われている

断できよう。しかし、北京市林業局の調べでは、「集水区」の林木被覆面積のうち約7割が、このままでは樹木の成長が期待できず植え替えや林種転換を行わなければならない構造的に不安定な林分であるとしている。そのため、高度な水土保持機能をもった水源林を地力が弱く降水量が少ない「集水区」の自然条件に合わせながら造成していくことが今後の課題となっている（写真参照）。

（注13） 于志民「北京森林与水資源」北京市林業局

（注14） 北京市林業局資料

（注15） 交通の便が悪く、人手による造林が難しい奥地・山岳地を対象に飛行機で種子の散布を行う緑化方法。

（注16） 林地への人や家畜の出入りを禁止し、開発圧力を防ぎ、植生の回復を促す緑化方法。

（注17） 中国の森林の概念である「樹幹の閉鎖率が20%以上の樹木の集団」だけでなく、閉鎖率が20%以下の疎な状態の樹木の集団等も含めた緑地率を示している。つまり、このうちどれだけが森林という形態にまで成長しているのかを見極めることはできない。

（3） 水源地・「集水区」の水源林造成と住民

「集水区」におけるもう一つの重要な課題としては、80年ごろより農民の意向により

増加している経済林（果樹等）と水資源対策としての水源林をどのようなバランスで造成していくのかということがある。

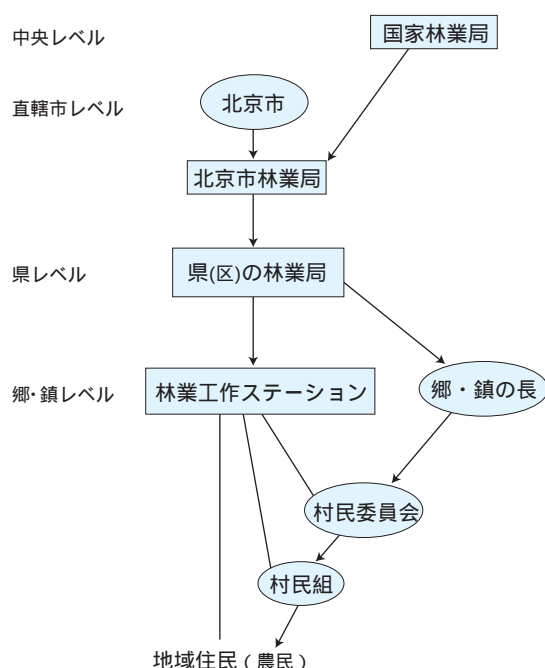
現在、「集水区」には4つの県と51の郷鎮があり、およそ33万人が暮らしている。傾斜地が多く、降水量が少ないため、クリ、アンズ、クルミ等の経済林を中心に、樹木と樹木の間の土地を利用してマメ類等の農作物を育てる「アグロフォレストリー」等が行われており、集落の周辺では自家用の野菜等を作って多くの人が生計をたてている。そのため、地域住民にとっては、経済林（果樹等）を中心とした農業を発展させていくことが今後の重要な課題となっている。

一方、行政当局は、経済林では下層植生が刈り払われ、新たに造成する際には以前あった樹木の根を掘り起こす等の開発行為があるため、経済林（果樹等）の拡大は「集水区」の水土保持機能を低下させると指摘している。

このようなことから、「集水区」の森林造成をめぐる、保水機能の高い水源林造成を一層進めたい北京市林業局と、所得向上に結びつきやすい経済林（果樹等）造成を拡大させたい地域住民の間に意見の隔たりがある。

北京市の森林造成は、通常、北京市林業局が作成する基本方針に合わせて毎年の造林計画を各県や区の林業局が作成し、それをもとに各郷鎮にある「林業工作ステーション」^{（注18）}が実際に「どこにどれだけ植える」という実行計画をたてる。それを「村民委員会」^{（注19）}や村民組等の末端組織・住民組

第4図 北京市における林業・林業行政システム図



資料 聞き取り調査より作成

(注) 中国の行政機構は、中央、省・自治区・直轄市、地区・市・自治州、県、自治県、郷・鎮の5段階となっている。

織を通して住民に伝達される(第4図)。このように上部組織から下部組織に計画が伝達されているために、「集水区」のような住民と行政の意見の隔たりがある場合でも、行政の意向の強い森林造成計画がたてられやすい。ただ、実際の

作業は地域住民によって担われているため、地元の意向を無視した計画は成り立ちにくく、また「林業工作ステーション」では住民の意見や異議申立てを聞き入れるシステムが設けられているとい

う。しかし、実際には地域住民は補助金をもらうために計画通りに植栽は行うものの、補助対象外である植栽後の保育管理は行わないといった植林地も少なくない。つまり、上層組織から地方の出先機関へ、そして住民へと計画が伝達され、各行政組織ごとの数値目標の達成を重視してきたこれまでの水源林造成の進め方に弊害が生じているといえる。

こうした中で、90年代後半ごろから、各組織の担当区ごとではなく流域全体として水源林造成を進める新しい試みが「集水区」で始まった。具体的には、95年に「北京市密雲ダム、懷柔ダム水源保護管理条例」が北京市人民大会で決議されたことを契機に、ダムの自然環境を効率的に守るためにダム湖からの距離に応じて3区域をゾーニング(機能区分)し、それぞれの条件に応じた森林造成を進めている(第6表)。

また、98年からは森林保護の先進国であるドイツの協力により流域管理の視点を取り込んだ水源林造成が試みられている。これは「中国・ドイツ合同密雲ダム流域保護

第6表 密雲ダムの「集水区」における林地機能区分

	範 囲	内 容	人口(万人)
1 級区	ダム～環状道路	・最も開発行為が制限されている地域 ・原則的には開墾や開発が禁止。但し、先住民には農作業が黙認されている	3
2 級区	環状道路～山の尾根筋	・里山的な雰囲気地域 ・農作業可能 ・土地や交通等生活環境に比較的恵まれている ・人口増	20
3 級区	1 級区及び2 級区以外(総面積の80%以上)	・山岳地域 ・生活環境が整っていない ・封山育林を進めている ・人口減	10

資料 「北京市密雲ダム、懷柔ダム水源保護管理条例」及び北京市林業局資料等から作成

と経営に関するプロジェクト」と呼ばれ、「集水区」の0.5%にあたる約2,250haを対象に試験的に進められている。同プロジェクトでは、自然環境及び経済条件を科学的に分析し、それに応じて封山育林、保護林、用材生産林、経済林（果樹等）、幼齢保育林の5つにゾーニングするだけでなく、下流都市のための水資源確保と地域住民の生活改善など流域全体の水源林管理を進めることを目的に様々な森林造成方法を組み合わせる「総合流域改善林」を設けている。流域全体の自然や経済環境を科学的に分析し、その特性に応じて地域をゾーニングし、いくつかの造林方法を組み合わせる同プロジェクトの方向性を北京市林業局は注目している。

このように、単に面積的な数値目標のみにとられない水源林造成への試みが始まった。

（注18） 林業行政の末端組織で地元住民が伐採届けを受けたり、伐採跡地の更新状況の検査を行うなど、地域の森林や住民と日ごろから接している組織。

（注19） 農村部における行政の末端組織で、村長等が選挙で選ばれる。

6．まとめ

以上のように、砂漠化や洪水など自然災害が人々の生活を脅かし始めた中国では、1990年代末以降、残された貴重な森林を保護し、土壌崩壊や砂漠化の抑制に向けた森林造成を集中的に展開する政策が打ち出された。これは、経済発展を前に自然環境の悪化に目をつぶってきた中国でも事態が深

刻化したため、ようやく対策が始まったことを意味している。しかし、中国の長い歴史の中で人為的な開発の影響は根深く、また降水量が極端に少ない等自然環境の厳しい地域も多い。さらに、巨大人口による開発圧力や土地利用型農業の多さ、国、地方ともに財政難に直面していること等を考えると、日本とは比べものにならないほど中国の森林保護・造成を取り巻く環境は厳しい。

そうした中で、60年ごろの荒廃地緑化の段階から90年代末には植生の一定の回復が図られ、流域管理という視点を取り入れた水源林造成が始まった首都・北京市の事例は、水土保持を目的とした中国の森林造成の先発事例と位置づけられる。また、北京市の事例で明らかとなったように、奥地や山間地の水源地域にも多くの人口を抱える中国では、水源かん養や生態系維持などの純粋な環境対策を図るだけでなく、それとともに地域住民の経済・生活向上をいかに進めていくのかという問題は避けて通れない。そうした中で、「集水区」で近年始まった流域全体の自然及び経済的条件を科学的に分析し、多角的な造成を用いる方法は注目される。

また、地域住民の意向をどのように実際の森林保護・造成に反映させていくのかという問題も今後重要となるだろう。北京市の事例で見られたように、表向きは造林計画の目標が達成されたこととなっているが、実際には植林した後の管理不足問題が生じている。92年の地球サミット（ブラジ

補論 中国の木材需給

巨大な人口を抱え、経済成長が著しい中国における木材の需給動向は世界的に注目されている。しかし、資料の制約等から実態を詳しく把握することは難しい。そのため、中国の林業及び木材貿易等に詳しい村嶋由直氏の著書を引用・活用し、中国の木材需要の概況を紹介する。

(1)FAO(1996)統計から、中国の木材需給量は表Aのように示される。丸太生産では、燃料・木炭が約2億m³、工業用が約1.1億m³とアメリカに次ぐ生産量を誇る。一方、中国国内

表A 中国の木材需要(1996年)
(単位 千m³, 千トン, %)

	生産量	輸入量	輸出量	消費量	輸入依存度*
燃料・木炭	204,239	185	215	204,209	0.1
工業用丸太	108,718	7,169	3,480	112,407	6.4
製材品	26,969	2,684	753	28,901	9.3
木質パネル	15,349	4,612	483	19,479	23.7
パルプ	2,795	2,414	15	5,194	46.5
紙・板紙	30,253	3,622	968	32,917	11.0

資料 引用・活用文献1)259頁掲載の表10-1(元データFAO, Forest Products 1996)

(注) 輸入依存度とは消費量に対する輸入量の比率。

表B 中国の木材生産量
(単位 万m³)

	総数
1949年	567
50	664
55	2,093
60	4,129
65	3,978
70	3,782
75	4,703
80	5,359
85	6,323
90	5,571
91	5,807
92	6,174
93	6,392
94	6,615
95	6,767
96	6,710
97	6,395
98	5,966

資料 中国・国家林業局編纂
『中国林業年鑑1998』

の林業統計資料である『中国林業年鑑』(中国・国家林業局編纂)では、近年の中国の木材生産量(主に工業用材と見なされる)はおよそ6,000万m³程度となっている(表B)。FAO統計と『中国林業年鑑』における木材生産量の差は、燃料材を含む自家用材等が考えられるが、関連資料はなく、詳細は不明である。^{1), 2), 3)}

(2)また、FAO(1996)統計による中国の工業用丸太(約1.1億m³)は、主に製材、木質パネル、パルプの原料に向けられ、生産量は製材品が2,700万m³、木質パネルが1,500万m³、パルプが280万トンとなっており、そのほとんどが国内消費に向けられている。¹⁾

(3)中国・国家林業局(当時林業部)が「林業第9次5ヶ年計画」を作成する過程で取りまとめた『面向21世紀的林業発展戦略』によると、1992年の中国の木材供給量(=木材消費量)のうち約90.2%は国内生産でまかなわれ、残り9.8%を輸入に依存している。³⁾また、原木を除いた主要林産物の輸入量は90年代に入り、大幅に増大している(表C)。

表C 中国の主要林産物輸入量の推移
(単位 万m³, 万トン)

	原木	製材	合板	パルプと古紙	紙と板紙
1981年	187.1	7.5	25.9	71.0	76.6
85	982.0	14.8	82.4	77.9	86.3
90	419.0	25.2	137.7	76.5	95.2
95	258.3	86.3	208.3	171.0	358.6

資料 引用・参考文献1)p296掲載の表10-6を活用

引用及び活用文献

- 1) 村嶋由直「中国の木材消費構造と木材貿易」『世界の木材貿易構造』(村嶋由直/荒谷明日児編著)日本林業調査会2000年259~272頁
- 2) 村嶋由直監修『中国の林業発展と市場経済』日本林業調査会1998年23頁
- 3) 村嶋由直「中国の森林・林業」『諸外国の森林・林業』日本林業調査会1999年296~330頁

ル)で確認されたように、森林保護・造成においては地域住民の理解と参画が欠かせないことから、住民が森林保護・造成に主体的に参画できる仕組みを中国各地の実態に合わせてどのように作っていくのが、90年代末より始まった国家レベルの森林政策においても大きな課題になると言えよう。

参考文献

- ・上田信『森と緑の中国史』岩波書店1999年
- ・依光良三『森と環境の世紀』日本経済評論社1999年
- ・村嶋由直監修『中国の林業発展と市場経済』日本林業調査会1998年
- ・村嶋由直監修『中国林業・その変貌の行方』日本林業調査会2000年
- ・村嶋由直「中国の森林・林業」『諸外国の森林・林業』日本林業調査会1999年
- ・真木太一『中国の砂漠化・緑化と食料危機』信山社

- 1996年
- ・読売新聞中国環境問題取材班『中国環境報告』日中出版1999年
- ・ジャック・ウェストビー『森と人間の歴史』築地書館1990年
- ・国際協力事業団林業水産開発協力部「中国植林協力基礎調査団・四川省森林造成モデル計画短期調査員報告書」平成11年9月
- ・(財)亜細亜農業技術交流協会「平成10年度中国華南・華東部における森林施業技術交流報告書」平成11年3月
- ・(財)亜細亜農業技術交流協会「平成11年度中国東北部における森林保全技術交流報告書」平成12年3月
- ・呉鉄雄「中国南部林区における林業生産構造に関する研究」『宇都宮大学農学部演習林報告』第35号 平成11年3月
- ・(社)海外産業植林センター「各国の森林・林業と植林投資環境」日本製紙連合会 平成11年3月
- ・中国・国家林業局編『中国林業五十年』中国林業出版社1999年

(栗栖祐子・くりすゆうこ)

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(65)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(65)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(65)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(66)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(66)
6. 農業協同組合 主要勘定	(66)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(68)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(68)
9. 金融機関別預貯金残高	(69)
10. 金融機関別貸出金残高	(70)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

T E L 03 (3243) 7351

F A X 03 (3246) 1984

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

1. 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2. 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」単位未満の数字 「-」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳 「」負数または減少

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現預金	有価証券	貸出金	その他	貸借共 合 計
1996. 4	29,897,493	9,286,641	4,482,862	4,445,738	15,967,220	15,491,769	7,762,269	43,666,996
1997. 4	30,019,900	6,716,323	7,568,924	4,364,773	13,063,441	15,707,442	11,169,491	44,305,147
1998. 4	27,027,739	7,702,581	14,654,345	5,689,898	10,042,223	13,359,247	20,293,297	49,384,665
1999. 4	28,758,850	7,267,159	11,121,449	2,140,851	13,258,147	16,912,755	14,835,705	47,147,458
2000. 4	34,359,607	6,917,248	8,571,677	2,187,621	15,997,784	21,332,754	10,330,373	49,848,532
2000. 11	32,303,947	6,614,189	12,014,896	1,411,189	19,709,813	22,961,796	6,850,234	50,933,032
12	32,755,450	6,591,506	12,591,458	2,651,794	19,967,821	22,678,345	6,640,454	51,938,414
2001. 1	32,830,203	6,570,748	14,514,446	2,835,261	20,633,302	22,591,096	7,855,738	53,915,397
2	33,239,762	6,562,815	14,320,062	2,899,582	20,982,492	22,393,937	7,846,628	54,122,639
3	34,814,227	6,545,736	14,216,566	3,276,116	22,526,700	22,552,793	7,220,920	55,576,529
4	35,981,255	6,469,671	13,990,481	3,744,652	22,027,477	23,700,821	6,968,457	56,441,407

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2001年4月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	30,061,288	27	1,101,316	19	224,535	-	31,387,184
水産団体	1,206,379	12	66,797	16	13,918	-	1,287,120
森林団体	2,527	6	2,172	65	510	-	5,280
その他出資団体	13,522	-	1,462	-	339	-	15,323
出資団体計	31,283,715	45	1,171,748	99	239,302	-	32,694,908
非出資団体計	928,077	154,387	284,891	107,317	1,801,532	10,142	3,286,347
合計	32,211,792	154,432	1,456,638	107,416	2,040,834	10,142	35,981,255

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2001年4月末現在

(単位 百万円)

団 体 別		証 書 貸 付	手 形 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計
系 統 団 体 等	農 業 団 体	82,008	421,168	5,105	1	508,283
	開 拓 団 体	2,321	649	-	-	2,970
	水 産 団 体	74,904	40,533	39,625	844	155,905
	森 林 団 体	18,548	17,563	1,038	294	37,444
	そ の 他 出 資 団 体	-	596	160	-	756
	出 資 団 体 小 計	177,782	480,509	45,928	1,139	705,358
	その他系統団体等小計	254,708	43,477	192,820	1,109	492,114
	計	432,490	523,986	238,748	2,248	1,197,472
関 連 産 業		2,591,251	291,640	2,787,547	97,682	5,768,119
そ の 他		6,545,798	10,011,676	177,755	-	16,735,230
合 計		9,569,539	10,827,302	3,204,050	99,930	23,700,821

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2000. 11	2,289,207	30,014,740	32,303,947	87,340	6,614,189
12	2,608,723	30,146,727	32,755,450	100,240	6,591,506
2001. 1	2,690,275	30,139,928	32,830,203	106,510	6,570,748
2	2,689,542	30,550,220	33,239,762	46,900	6,562,815
3	3,408,695	31,405,532	34,814,227	534,420	6,545,736
4	3,768,349	32,212,906	35,981,255	433,340	6,469,671
2000. 4	4,187,071	30,172,536	34,359,607	63,960	6,917,248

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2000. 11	104,766	1,306,422	19,709,813	6,587,471	420,118	-	11,475,388
12	176,222	2,475,571	19,967,821	6,857,684	131,604	100,000	11,175,854
2001. 1	71,986	2,763,274	20,633,302	6,841,804	362,841	-	10,514,996
2	104,506	2,795,075	20,982,492	7,170,487	381,546	169,400	10,476,164
3	285,085	2,991,031	22,526,700	7,573,777	440,865	-	10,600,584
4	191,029	3,553,622	22,027,477	7,753,609	465,206	-	10,827,301
2000. 4	192,133	1,995,486	15,997,784	5,961,575	248,840	79,800	11,467,625

(注) 1. 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2. 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
 3. 預金のうち定期性は定期預金。 4. 1987年11月以降は科目変更のため預金のうち公金の表示は廃止。
 5. 借入金金は借入金・再割引手形。 6. 1985年5月からコールマネーは借入金から、コールローンは貸出金から分離、商品有価証券を新設。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸		方		
	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	う ち 定 期 性			
2000. 11	48,236,768	46,097,859	91,790	15,949	975,657
12	49,248,679	46,470,654	50,460	19,899	976,033
2001. 1	48,822,763	46,482,811	86,510	19,890	976,036
2	49,073,391	46,712,620	108,890	19,888	976,037
3	49,158,001	47,048,882	160,330	17,934	977,828
4	49,386,999	47,479,864	190,660	19,620	980,211
2000. 4	47,669,644	46,063,284	105,100	11,154	949,364

(注) 1. 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2. 出資金には回転出資金を含む。
 3. 1994年4月以降、コールローンは、金融機関貸付金から分離。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸		方		
	貯 金		計	借 入 金	うち信用借入金
	当 座 性	定 期 性			
2000. 10	16,069,422	55,304,603	71,374,025	906,893	698,350
11	15,909,061	55,375,279	71,284,340	908,745	699,477
12	16,538,604	56,142,489	72,681,093	850,418	648,981
2001. 1	15,840,786	56,088,454	71,929,240	851,111	652,745
2	16,261,598	55,907,266	72,168,864	838,531	642,284
3	16,464,414	55,630,076	72,094,490	838,838	645,087
2000. 3	15,672,148	54,583,450	70,255,598	948,611	741,289

(注) 1. 貯金のうち当座性は当座・普通・購買・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2. 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
 3. 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。
 4. 有価証券の内訳は電算機処理の関係上、明示されない県があるので「うち国債」の金額には、この県分が含まれない。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	食糧代金受託金・ 受託金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
610,355	4,034,467	1,124,999	6,157,735	50,933,032
40,825	4,920,634	1,124,999	6,404,760	51,938,414
187,614	4,921,410	1,124,999	8,173,913	53,915,397
222,935	5,038,623	1,124,999	7,886,605	54,122,639
1,157,567	3,990,741	1,124,999	7,408,839	55,576,529
1,784,460	3,573,920	1,124,999	7,073,762	56,441,407
863,495	2,913,896	1,124,999	3,605,327	49,848,532

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	食糧代金 概算払金	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計				
7,902,828	3,482,915	100,664	22,961,796	2,046,110	268	4,383,739	50,933,032
7,876,346	3,516,642	109,501	22,678,345	1,722,245	-	4,818,210	51,938,414
8,467,471	3,511,620	97,008	22,591,096	1,582,901	65	5,909,932	53,915,397
8,453,997	3,371,684	92,090	22,393,937	1,324,078	-	5,971,605	54,122,639
8,683,731	3,161,656	106,820	22,552,793	829,634	-	5,950,421	55,576,529
9,569,539	3,204,050	99,930	23,700,821	708,682	-	5,794,568	56,441,407
6,262,600	3,477,751	124,777	21,332,754	3,179,738	-	6,821,997	49,848,532

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

借 方				貸 出 金			
現 金	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	うち系統				計	うち金融機 関貸付金
53,905	31,711,122	31,311,143	65,000	484,315	11,484,143	5,793,683	571,029
107,351	32,635,593	32,198,891	-	438,181	11,534,471	5,780,938	567,734
55,406	32,434,205	32,078,333	15,000	424,039	11,477,603	5,750,707	568,573
51,833	32,838,331	32,506,269	5,000	384,540	11,543,826	5,590,713	477,573
54,580	32,874,640	32,548,167	15,000	352,876	12,032,136	5,371,940	484,007
49,681	33,336,852	33,039,164	-	365,628	11,662,059	5,311,806	485,280
49,342	31,214,266	30,850,673	-	473,530	11,243,345	5,839,317	579,258

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

借 方							報 告 組 合 数
現 金	預 け 金		有価証券・金銭の信託		貸 出 金		
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち農林公 庫貸付金	
328,838	46,394,505	45,979,350	4,339,106	1,321,138	22,055,582	474,215	1,370
342,007	46,393,644	45,942,186	4,184,738	1,209,383	22,083,880	464,112	1,363
367,640	47,664,896	47,169,683	4,122,690	1,159,077	22,007,482	457,849	1,362
334,907	47,115,246	46,697,837	4,051,417	1,099,325	21,861,971	452,039	1,350
330,182	47,428,365	47,028,050	4,006,563	1,060,088	21,915,742	443,074	1,310
327,649	47,773,861	47,347,119	3,830,933	1,014,682	22,007,874	443,077	1,271
312,755	45,607,105	45,074,389	4,250,307	1,377,641	22,086,399	480,269	1,537

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方				借 方				
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2001. 1	2,356,491	1,934,485	56,286	51,235	8,666	1,393,354	1,362,524	230,666	825,883
2	2,365,800	1,939,534	56,138	51,245	7,927	1,412,164	1,384,185	224,991	824,453
3	2,451,767	1,942,680	38,533	51,693	11,389	1,474,618	1,421,190	217,315	839,273
4	2,396,552	1,957,626	44,910	51,946	8,230	1,444,151	1,412,560	219,241	819,358
2000. 4	2,327,358	1,905,265	58,433	50,183	7,141	1,401,102	1,344,405	207,957	846,898

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方					借 方							報 告 組合数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金			
	計	うち定期性	計	うち信用 借 入 金			計	うち系統		計	うち農林 公庫資金		
2000. 11	1,400,418	943,391	450,856	328,739	162,400	8,439	1,260,950	1,189,088	21,443	534,210	21,249	825	
12	1,449,149	948,794	444,882	325,163	163,071	7,793	1,305,217	1,230,221	21,429	527,564	20,377	815	
2001. 1	1,395,539	936,243	434,074	314,911	163,393	7,825	1,257,837	1,188,514	20,762	516,653	20,208	798	
2	1,392,402	927,873	428,359	310,062	162,792	7,487	1,250,466	1,183,098	21,489	509,267	19,905	791	
2000. 2	1,411,770	952,397	461,212	350,381	161,217	7,166	1,251,320	1,182,820	22,642	567,288	26,334	864	

(注) 1. 水加工協を含む。 2. 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
3. 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都 市 銀 行	地 方 銀 行	第 二 地 方 銀 行	信 用 金 庫	信 用 組 合	郵 便 局
残 高	1998. 3	684,388	468,215	2,140,824	1,690,728	606,607	984,364	213,530	2,405,460
	1999. 3	689,963	469,363	2,082,600	1,715,548	631,398	1,005,730	202,043	2,525,867
	2000. 3	702,556	480,740	2,090,975	1,742,961	598,696	1,020,359	191,966	2,599,702
	2000. 4	706,435	476,696	2,220,559	1,788,167	581,701	1,032,929	193,452	P 2,593,313
	5	705,513	477,281	2,262,799	1,779,834	576,219	1,027,070	191,722	P 2,583,749
	6	716,316	487,979	2,230,777	1,802,276	579,731	1,036,078	193,145	P 2,595,845
	7	713,621	485,278	2,189,521	1,782,655	575,446	1,032,267	192,202	P 2,590,792
	8	713,879	484,736	2,067,818	1,771,264	572,058	1,032,133	192,236	P 2,592,438
	9	711,349	479,830	2,106,502	1,778,150	577,764	1,035,706	192,550	P 2,582,469
	10	713,740	482,130	2,062,962	1,749,301	568,573	1,030,452	190,574	P 2,577,603
	11	712,843	482,368	2,110,349	1,770,310	572,691	1,030,329	190,055	P 2,550,975
	12	726,811	492,487	2,119,927	1,785,490	582,779	1,050,377	188,262	P 2,548,994
	2001. 1	719,292	488,228	2,111,830	1,757,921	574,377	1,035,811	184,302	P 2,533,173
	2	721,689	490,734	2,103,858	1,767,003	566,332	1,039,060	P 183,307	P 2,525,880
	3	720,945	491,580	(P 2,027,430)	(P 1,779,956)	P 567,694	P 1,037,770	P 180,622	P 2,503,691
	4 P	725,423	493,870	(P 2,101,703)	(P 1,800,228)	P 571,880	P 1,051,294	P 181,350	P 2,494,935
前 同 月 比 増 減 率	1998. 3	1.1	0.9	0.2	0.2	1.0	0.7	3.7	7.0
	1999. 3	0.8	0.2	2.7	1.5	4.1	2.2	5.4	5.0
	2000. 3	1.8	2.4	0.4	1.6	5.2	1.5	5.0	2.9
	2000. 4	2.2	0.4	3.5	3.5	8.0	1.8	4.4	P 2.2
	5	2.1	0.6	3.1	2.4	8.3	1.1	4.4	P 1.7
	6	2.1	0.4	1.8	2.4	7.1	1.0	3.6	P 1.4
	7	2.1	0.5	0.0	2.4	6.9	0.5	3.7	P 1.1
	8	2.1	0.8	5.3	2.5	6.2	0.8	2.9	P 1.0
	9	2.2	1.4	3.2	3.2	5.1	1.4	2.5	P 0.6
	10	2.0	0.7	6.4	2.0	5.6	0.7	3.1	P 0.0
	11	2.1	1.5	4.6	2.2	4.6	1.1	2.5	P 0.8
	12	2.3	2.2	3.5	2.6	4.3	1.5	4.4	P 1.8
	2001. 1	2.5	1.9	4.9	3.0	3.9	1.5	5.2	P 2.5
	2	2.6	2.4	2.5	2.9	5.2	1.6	P 5.5	P 3.0
	3	2.6	2.3	(P 3.0)	(P 2.1)	P 5.2	P 1.7	P 5.9	P 3.7
	4 P	2.7	3.6	(P 5.4)	(P 0.7)	P 1.7	P 1.8	P 6.3	P 3.8
発 表 機 関		農 林 中 金 業 務 開 発 部	全 国 銀 行 協 会 金 融 調 査 部			信 金 中 央 金 庫 総 合 研 究 所	全 信 組 中 央 協 会	郵 貯	政 金 省 局

(注) 1. 農協, 信農連以外は日銀『金融経済統計月報』による。

2. 全銀および信金には, オフショア勘定を含む。

3. 都銀及び地銀の残高速報値(P)は, オフショア勘定を含まない。そのため、前年比増減率(P)は, オフショア勘定を含むもの(前年)と含まないもの(速報値)の比較となっている。

10. 金融機関別貸出金残高

(單位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都 市 銀 行	地 方 銀 行	第二地方銀行	信 用 金 庫	信 用 組 合	郵 便 局			
残 高	1998 . 3	208,280	61,897	2,123,038	1,380,268	525,217	704,080	168,221	10,010			
	1999 . 3	214,613	60,420	2,093,507	1,382,200	527,146	712,060	154,204	9,775			
	2000 . 3	215,586	54,850	2,128,088	1,340,546	505,678	687,292	142,433	9,781			
	2000 . 4	215,230	53,618	2,092,943	1,349,354	483,966	684,532	141,747	P 9,57			
	5	215,044	53,804	2,077,253	1,325,300	477,552	676,278	140,470	P 9,832			
	6	214,937	53,382	2,086,210	1,327,250	477,525	675,145	139,959	P 9,343			
	7	215,400	54,308	2,086,864	1,333,266	478,776	675,808	139,879	P 9,214			
	8	216,008	55,043	2,087,776	1,336,162	476,416	675,277	138,874	P 9,219			
	9	216,166	54,921	2,124,905	1,346,979	480,992	681,948	139,367	P 9,448			
	10	215,188	53,372	2,087,572	1,335,898	475,478	675,342	138,096	P 9,358			
	11	215,573	53,155	2,096,335	1,339,234	476,856	675,228	137,993	P 9,352			
	12	214,838	53,060	2,129,345	1,367,061	486,044	680,123	138,117	P 8,080			
	2001 . 1	213,441	52,749	2,111,088	1,345,091	479,324	665,834	136,371	P 7,988			
	2	214,066	51,131	2,110,155	1,351,138	463,260	663,160	P 135,692	P 7,996			
	3	214,983	48,879	P 2,142,854	P 1,357,276	P 466,835	P 663,783	P 134,521	P 8,200			
	4	P 214,259	48,265	P 2,083,499	P 1,342,546	P 460,031	P 655,901	P 132,385	P 7,948			
前 年 同 月 比 増 減 率	1998 . 3	4.4	3.9	0.8	1.5	1.4	0.3	2.6	6.9			
	1999 . 3	3.0	2.4	1.4	0.1	0.4	1.1	8.3	2.3			
	2000 . 3	0.5	9.2	1.7	3.0	4.1	3.5	7.6	0.1			
	2000 . 4	0.6	9.1	0.8	1.1	7.0	3.1	7.3	P 1.8			
	5	1.1	8.7	1.3	1.0	7.3	3.6	6.1	P 2.1			
	6	1.2	8.2	1.1	0.5	7.1	3.6	5.6	P 3.7			
	7	1.0	7.4	1.6	0.7	7.3	4.3	5.8	P 1.7			
	8	0.9	6.8	1.1	0.1	7.1	3.6	4.8	P 2.9			
	9	0.8	7.2	1.1	0.7	6.2	3.0	4.6	P 4.5			
	10	0.4	7.4	0.5	0.3	7.0	4.0	5.2	P 5.5			
	11	0.4	7.0	0.2	0.4	6.1	3.6	4.9	P 9.5			
	12	0.1	7.3	0.3	0.1	5.7	4.3	5.2	P 13.0			
	2001 . 1	0.0	7.1	0.1	0.1	5.6	4.8	5.4	P 14.2			
	2	0.0	10.2	0.3	0.3	8.4	4.9	P 5.5	P 15.3			
	3	0.3	10.9	P 0.7	P 1.2	P 7.7	P 3.4	P 5.6	P 16.2			
	4	P 0.5	10.0	P 0.5	P 0.5	P 4.9	P 4.2	P 6.6	P 17.0			
発 表 機 関		農 林 中 金 業 務 開 発 部		全 国 銀 行 協 会 金 融 調 査 部			信 金 中 央 金 庫 綜 合 研 究 所		全 中 信 協 会		郵 貯 政 金 省 局	

(注) 1. 表9(注)1, 2, 3に同じ。郵便局は、「郵政行政統計年報」による。

2. 貸出金には金融機関貸付金、コールローンを含まない。ただし、信農連の貸出は住専会社貸付金を含む。また、都市銀行の速報値は金融機関貸付金を含む。